医療法人の手引

【設立編】

令和4年7月作成 令和5年7月最終改正

島根県健康福祉部医療政策課

目次

第	1章	□ 医療法人制度の概要	. 1
	1	医療法人制度	. 1
	2	医療法人の責務	. 1
	3	医療法人の非営利性	. 1
	4	医療法人の種類	. 2
第	2章	5 医療法人の設立	. 3
	1	医療法人の設立申請	. 3
	2	医療法人の設立者(医療法人を設立しようとする者)	. 3
	3	医療法人の構成	. 4
	4	資産要件	. 7
	5	医療法人の名称	. 7
	6	医療法人の財産	.8
第	3章	i 基金制度	. 9
	1	基金について	.9
	2	基金を引き受ける者の募集等に関する定款の定め	10
	3	募集事項の決定	10
	4	基金の申込み	10
	5	基金の割当て	10
	6	基金の申込み及び割当に関する特則	10
	7	金銭以外の財産の拠出	10
	8	基金の返還	11
	9	代替基金	11
	10	基金の利息の禁止	12
	11	基金制度の採用禁止	12
第	4章	「 医療法人の業務と運営	12
	1	医療法人の業務	12
	2	運営の原則	12

第	7章	E 医療法人設立認可申請様式集	. 23
第	6章	E 医療法人設立認可申請必要書類	. 19
	3	設立登記	. 18
	2	設立申請に必要な書類	. 17
	1	医療法人設立認可申請	. 15
第	5章	「 医療法人設立認可申請・認可	. 15
	6	医療法人に対する指導監督	. 14
	5	医療法人の経営の透明性の確保	. 14
	4	医療法人の義務	. 13
	3	剰余金の配当禁止	. 13

第1章 医療法人制度の概要

1 医療法人制度

(1) 知事の認可

病院、医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を 開設しようとする社団又は財団は、島根県知事(以下「知事」という。)の認可を得て、医 療法人を設立することができます。

≪医療法(昭和23年法律第205号。以下「法」という。)第39条、第44条≫ 認可に当たっては、開設する診療所等の業務を行うために必要な施設、設備又は資産を有 していることが必要です。

≪法第41条、医療法施行規則(以下「規則」という。)第30条の34≫

(2) 医療法人制度の目的

医療法人制度の目的は、医療を提供する体制の確保を図り、国民の健康保持に寄与することにあります。その趣旨は、医療事業の経営主体を法人化することにより ①資金の集積を容易にするとともに、②医療機関等の経営に永続性を付与し、私人による医療事業の経営困難を緩和することにあります。

その結果としては、①高額医療機器の導入が容易になる等医療の高度化を図ることができ、②地域医療の供給が安定する等の事項が考えられます。

2 医療法人の責務

医療法人は、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その提供する医療の質の向上 及びその運営の透明性の確保を図り、その地域における医療の重要な担い手としての役割 を積極的に果たすよう努めることとされています。

≪法第40条の2≫

3 医療法人の非営利性

医療法人は、医療法において規定された特別の法人です。

≪法第39条≫

医療法人は、医療事業の経営を主たる目的としています。 医療法人は、公益法人と区別 されていますが、これは医療事業が公益事業のような積極的な公益性を要求すべき性格の ものではないからです。

また、解散する際の残余財産の帰属先が制限されているほか、剰余金の配当が禁止されており、この点で株式会社などの商法上の会社とも区別されています。

≪法第44条第5項、第54条≫

4 医療法人の種類

(1) 社団と財団

医療法人には、社団である医療法人(以下「社団医療法人」という。)と財団である医療法人(以下「財団医療法人」という。)の2種類があります。

① 社団医療法人

複数の人が集まって設立される医療法人であり、法人の設立のため、現金、預金、不動産、備品等を拠出して設立する法人です。(医療法改正(平成19年)により、平成19年4月1日以降は出資持分の定めのある医療法人を設立することはできなくなりました。)医療法人が解散したときは、法第44条第5項及び定款に定める方法により残余財産を処分します。

② 財団医療法人

個人又は法人が無償で寄附した財産に基づいて設立される医療法人です。医療法人が解散したときは、法第44条第5項及び寄附行為に定める方法により残余財産を処分します。

③ 定款と寄附行為

社団医療法人は「定款」で、財団医療法人は「寄附行為」で、それぞれ基本事項を定めています。

(2) 一人医師医療法人

従来、診療所については「医師若しくは歯科医師が常時3人以上勤務する」というように、一定規模以上のものについて医療法人の設立が認められてきましたが、昭和60年12月の法改正により、医師又は歯科医師が常時1人又は2人勤務しているような小規模診療所についても法人化の途が開かれました。これをいわゆる「一人医師医療法人」といいますが、医療法上は設立、運営、権利及び義務に関して何ら区別はありません。この制度は、医療経営と家計、医業所得と給与所得を分離することにより、診療所経営の合理化や組織の適正化を図ることを目的としています。役員、社員及び評議員が1人でいいということでもありません。

【厚生労働省通知】

- ・平成19年3月30日付け「医療法人制度について」(医政発第0330049号)
- ・平成19年3月30日付け「医療法人の附帯業務について」(医政発第0330053号)
- ・平成19年3月30日付け「医療法人の基金について」(医政発第0330051号)
- ・平成19年3月30日付け「医療法人における事業報告書等の様式について」 (医政発第0530011号)
- ・平成19年5月30日付け「医療法人の附帯業務の拡大について」(医政発第0530011号)

第2章 医療法人の設立

1 医療法人の設立申請

医療法人を設立するには、次の要件を満たし、医療法人設立認可申請書に必要な関係書類 を添付して、設立代表者名で知事あてに申請し、知事の認可を受ける必要があります。

≪法第 44 条≫

医療法人の設立申請ができる者は次のとおり。

- (1) 医師又は歯科医師である方
- (2) 欠格条項(法第46条の4第2項)に該当していない方
 - ① 成年被後見人又は被保佐人でない方
 - ② 医療法、医師法、歯科医師法及び関係法令により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年が経過している方
 - ③ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった 方
- 2 医療法人の設立者(医療法人を設立しようとする者)
- (1) 医療法人社団の設立者
 - ① 医療法人社団の設立者の員数は、通常、設立者全員が成立後の医療法人社団の社員となりますので、3名以上が必要です(上記1の医療法人の設立申請ができる方を含む。)。
 - ② 医療法人社団の設立者は、3名以上の設立者により医療法人社団の基本事項である定款を定めた後、設立総会を開催し、設立時に決定すべき事項を決議して、その議事録を作成します。
- (2) 医療法人財団の設立者
 - ① 医療法人財団の設立者の員数は、少なくとも上記1の医療法人の設立申請ができる方がいれば、1名以上で設立できます。
 - ② 医療法人財団の設立者(設立者が2名以上あるときは、その全員)は、医療法人財団の基本事項である寄附行為を定め、設立時に決定すべき事項を決議して、その決定事項を確認できる書面(設立趣意書など)を作成します。
- (3) 設立者の責務

設立者又は設立代表者(設立者が2名以上あるときは、適法に選任された者をいう。) は、医療法人の設立認可に関する必要な手続を行います。

3 医療法人の構成

(1) 役員

- ① 役員の種類・人数
 - ア 医療法人には、役員として、理事3人以上及び監事1人以上を置かなければなりません。ただし、いわゆる一人医師医療法人に限り、別途知事の認可を得た場合は、理事を1人又は2人にすることも可能です。

≪法第46条の5第1項≫

- イ 成年被後見人又は被保佐人など、法第46条の4第2項に該当する者は、医療法 人の役員になることはできません。
- ウ 役員は、自然人に限られます。
- エ 未成年者が役員に就任することは、適当ではありません。
- オ 医療法人と取引関係にある営利法人の役員が医療法人の役員に就任することは、 非営利性という観点から原則認められません。(特別な理由により、法人と取引関 係にある営利企業の役職員になっている方を役員に就任するためには、医療審議 会医療法人部会で審議する必要があります。)
- カ 医療法人の役員は、その任務を怠ったときは、当該医療法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負います。

≪法第47条第1項≫

② 理事

- ア 理事は、医療法人の常務を処理します。
- イ 医療法人が開設する全ての診療所等の管理者は、理事に就任しなければなりません。

≪法第46条の5第6項≫

- ウ 実際に法人運営に参画できない者を名目的に選任することは適当ではありません。
- エ 理事は、医療法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければなりません。

≪法第46条の6の3≫

オ 理事は、医療法人との利益が相反する取引を行う場合には、理事会において、当 該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければなりません。

また、当該取引後遅滞なく理事会に報告しなければなりません。 《法第 46 条の 6 の 4 》

③ 理事長

ア 理事のうち1人は理事長とし、医師又は歯科医師である理事のうちから選出します。

≪法第46条の6第1項≫

イ 理事長は、医療法人を代表し、医療法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外 の行為をする権限を有します。

≪法第46条の6の2第1項≫

- ウ 複数の医療法人の理事長を兼務することは不適当です。
- エ 理事長は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければなりません。ただし、定款又は寄附行為で毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上その報告をしなければならない旨を定めた場合は、この限りでありません。 《法第 46 条の7の2第1項》

④ 監事

ア 監事の主な職務は、以下のとおりです。

- ・ 医療法人の業務を監査すること。
- ・ 医療法人の財産の状況を監査すること。
- ・ 医療法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当 該会計年度終了後三月以内に社員総会又は評議員会及び理事会に提出すること。
- ・ 監査の結果、医療法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款若 しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを 県 知事、社員総会若しくは評議員会又は理事会に報告すること。

≪法第46条の8≫

イ 監事は理事会に出席する義務があり、必要があると認めるときは意見を述べなければなりません。

≪法第46条の8の2第1項≫

- ウ 監事は、当該医療法人の理事又は職員を兼ねることができません。 ≪法第46条の5第8項≫
- エ ウ以外に、次の者は、監事に就任することができません。
- ・ 医療法人の理事(理事長を含む。)の親族(民法第725条の規定に基づく親族 ①六親等内の血族 ②配偶者 ③三親等内の姻族)
- ・ 医療法人に拠出している個人(医療法人社団の場合)
- ・ 医療法人と取引関係・顧問関係にある個人、法人の従業員 例:医療法人の会計・税務に関与している税理士、税理士事務所等の従業員
- オ 監事の職務の重要性にかんがみ、財務諸表を監査しうる者等を選任してください。実際に法人監査業務を実施できない者が名目的に選任されることは適当ではありません。

(2) 社員(医療法人社団の場合)

① 医療法人社団は、複数の人が集まって構成された団体で、その構成員を社員といいます。その法人及び病院等で働いている者を「社員」と捉えがちですが、社団

医療法人の場合、これらの方は「職員・従業員」となり、「社員」とは区別されます。

また、財産的な拠出を行わない場合でも、社員となることはできます。

- ② 社員は、社員総会という合議体の一員なので、原則として3人以上必要です。(総会議長は議決に加わることができないため、2人以下では、多数決が成立しないため。)※厚生労働省が提示している社団医療法人定款例の第26条備考に、「社員は3名以上が望ましい」と記載されております。
- ③ 社員は社員総会において法人運営の重要事項について議決権及び選挙権を行使するものであり、実際に法人の意思決定に参画できない者を名目的に選任することは適当ではありません。
- ④ 社員の入社については社員総会で適正な手続がなされ、承認を得ることが必要です。

また、社員は定款上の手続を経て退社します。

- ⑤ 社団たる医療法人は社員名簿を据え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加える必要があります。
- (3) 評議員(医療法人財団の場合)
 - ① 評議員会を組織する評議員の人数は、理事の定数を超えていなければなりません。

≪法第46条の4の2第1項≫

- ② 評議員は、評議員会を構成する一員で、次に掲げる者とします。 《法第46条の4第1項》
 - ア 医師、歯科医師、薬剤師、看護師、その他の医療従事者
 - イ 病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の経営に関して識見を有する 者
 - ウ 医療を受ける者
 - エ その他特に必要と認められる者
- ③ 評議員は、上記②のとおり、医療法に列挙された自然人に限られます。それ以外の者や株式会社等の法人は選任できません。

また、上記②の中の一定の者や特殊な関係にある団体等の関係者だけに片寄る ことなく選任する必要があります。

- ④ 評議員は、当該法人の役員又は職員を兼ねることができません。 ≪法第46条の4第3項≫
- ⑤ 評議員としての職務を行使できない者を名目的に選任することは適当ではありません。

4 資産要件

(1) 医療法人は、病院、診療所又は介護老人保健施設を行うのに必要な資産を有していなければなりません。

≪法第41条、規則第30条の34≫

必要な資産とは、具体的には、病院等を開設するのに必要な土地、建物等の不動産及 び医療法等の規定によって備え付けるべき設備並びにその他診療に必要な医療機械器 具等をいいます。

- (2) 医療法人の土地、建物等は、法人が所有することが望ましいですが、賃貸借契約であっても契約が長期間にわたるもので、かつ、確実なものである場合は差し支えありません。
- (3) 賃借料については、近隣の土地、建物等の賃借料と比較して著しく高額である場合には、医療法第54条(剰余金配当禁止)の規定に抵触するおそれがあるので、注意が必要です。
- (4)土地、建物を第三者から賃借する場合は、当該土地及び建物について賃貸借登記をすることが望ましいとされています。

5 医療法人の名称

- (1) 法人名には、「医療法人」を入れてください。「医療法人社団」又は「医療法人財団」 の表記は任意です。
- (2) 既存の医療法人(県内、他県の隣接地域にあるものを含む。)の名称と、同一又は紛らわしい表記は避けてください。
- (3) 広告可能な診療科名として認められていないものを名称の中に含めることはできません。詳細は、「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針(医療広告ガイドライン)(平成30年5月8日付医政発0508第1号)」を 参照してください。
- (4) 設立認可申請の際は、重複等がないか、事前に各保健所医療法人担当に医療法人名称 の照会を行ってください。

- 6 医療法人の財産
- (1) 拠出(寄附)財産(負債を除く。)
 - ① 財産の種類

ア 基本財産 ・・・・・・・・・・・・ 不動産、運営基金等の重要な資産

イ 通常財産 ・・・・・・・・・ 基本財産以外の資産

② 財産の評価額

ア 不動産・・・・・・・・・ 不動産鑑定評価書又は固定資産評価証明書の額

イ 建物附属設備 ・・・・・・・・ 減価償却した簿価

ウ 現預金・・・・・・・・・・・ 残高証明の額の範囲

エ 医業未収金 ・・・・・・・・ 直近2か月分の診療報酬等の決定通知書の

金額の範囲

才 医薬品、材料等 · · · · · · · 帳簿価格

カ 医療用器械備品 ・・・・・・ 減価償却した薄価

キ 什器備品・・・・・・・・ 減価償却した薄価

ク ソフトウェア・・・・・・ 減価償却した簿価(償却済みのソフトウェアは拠出す

ることができません。)

ケ 電話加入権 ・・・・・・・・・・ 時価又は財産評価基本通達 161 の(1) の定めによる評

価額

コ 保証金等・・・・・・・ 契約書の金額(契約書に、償却に関する条項がある場

合は、償却後の金額)

- ③ 医療法人は、開設する診療所等の業務を行うために必要な施設、設備又は資産を有している必要があり、それに見合った財産の拠出(寄附)が必要です。
- ④ 拠出(寄附)財産は、拠出(寄附)者に所有権があり、医療法人に拠出するのが適切なものとします。個人的な医師会(歯科医師会)の入会金等は拠出できません。
- ⑤ 現物拠出の価格の総額が500万円を超える場合は、弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士、税理士法人による現物拠出財産の価格が相当である証明が必要です。なお、証明する税理士、公認会計士等が設立手続代理人の行政書士(税理士等資格を持った行政書士)と同一人物であってもかまいません。

(2) 負債の引継ぎ

- ① 拠出 (寄附) 財産の取得時に発生した負債は、医療法人に引き継ぐことができます。 ただし、法人化前の運転資金、消耗品類の取得に要した費用に係わる負債は、引き継 ぐことができません。なぜなら、運転資金は拠出財産の取得に使ったものではなく、 その効果がすでに個人に帰属しているからです。
- ② 負債の引継ぎは、債権者の承諾を必要とします。

(3) 運転資金

- ① 原則として初年度の年間支出予算の2か月分に相当する額以上とします。
- ② 預貯金、医業未収金等の換金が容易なものとします。
- ③ 設立後の金融機関等からの借入金は、運転資金として算入できません。

(4) 各種契約

- ① 設立認可に当たっては、拠出(寄附)財産に加え、診療所等を法人開設するに当たって必要な契約(建物賃貸借契約(覚書を含む。)、物品売買契約、基金拠出契約等)が締結されている必要があります。
- ② 土地、建物は、医療法人の所有であることが望ましいのですが、個人が開業医として賃借していた診療所の土地、建物、医療機械器具等を医療法人が、引き続き賃借することは差し支えありません。この場合、土地、建物又は医療機械器具等の所有者の承認が必要です。

なお、個人開業医が賃借していた土地、建物又は医療機械器具等については、新たに賃借人乙を医療法人〇〇会 設立代表者□□□□と表示した覚書又は賃貸借契約を締結し、特約事項として「本契約は、島根県知事に申請中の医療法人の設立が登記された日をもって発効するものとし、同法人設立のうえは乙の表示は、医療法人〇〇会 理事長□□□□ (主たる事務所の所在地を記載)と読み替えるものとする。」を加えておくことが必要です。

また、この契約は長期間にわたるものであり、かつ確実なものであることを要しま す。この賃貸借契約書は、法人設立認可申請の際添付書類の一つになります。

第3章 基金制度

1 基金について

これまで、法人運営に必要な財産を出資し、出資した額に応じて、法人の資産に対して持分相当の財産権を持つ、持ち分の定めのある社団たる医療法人の設立が可能でしたが、第5次医療法改正により平成19年4月1日からこの形態の医療法人の設立はできなくなくなりました。それに代わるものとして、持ち分の定めのない社団たる医療法人が誕生し、資金の調達手段として、基金制度を採用することができるようになりました。

基金とは、社団医療法人に拠出された金銭その他の財産であって、当該医療法人が拠出者に対して、定款の定めるところに従い返還義務を負うものです。基金には、利息を付することができないため、利息のつかない貸付金のようなものと捉えることができます。

基金制度を採用することにより、剰余金の分配を目的としないという医療法人の基本的性格(非営利性)を維持しつつ、その活動の原資となる資金を調達し、その財産的基礎の維持を図ることができます。

また、基金制度によらない拠出も可能ですが、その場合は無償で寄附する行為となり、返

還は一切受けられませんので、拠出した財産の返還が必要な場合は、基金制度について、定 款に定めなければなりません。

≪規則第30条の37、規則第30条の38≫

2 基金を引き受ける者の募集等に関する定款の定め

基金制度を採用する場合は、基金を引き受ける者の募集をすることができる旨を定款で 定めることが必要となります。

3 募集事項の決定

基金を引き受ける者の募集をしようとするときは、その都度、次に掲げる事項を定めなければなりません。

- (1) 募集に係る基金の総額
- (2) 金銭以外の財産を拠出の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額
- (3) 金銭の払込み又は(2) の財産の給付の期日又はその期間 なお、設立時社員は、募集事項を定めようとするときは、その全員の同意を得ること が必要となります。

4 基金の申込み

社団医療法人は、募集に応じて基金の引受けの申込みをしようとする者に対して、基金の募集事項に関する通知をしなければなりません。(基金拠出者は理事長であることが望ましい。ただし、法令上、基金拠出者の適格性に関する定めはありません。)

5 基金の割当て

社団医療法人は、申込者の中から基金の割当てを受ける者を定めて、その者に割り振る基金の額を定めなければなりません。この場合は、当該申込者に割り当てる基金の額を、申込額よりも減額することもできます。

6 基金の申込み及び割当に関する特則

基金を引き受けようとする者が、その総額の引受けを行う契約を締結する場合(1人で基金の全額を引き受ける場合)には、上記4及び5の基金の申込み及び割当てに関する手続は不要です。

7 金銭以外の財産の拠出

(1)基金に拠出する現物拠出の価額の総額が、500万円を超える場合には、その価格が相当であるという弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人の証明が必要となります。

- (2) 次に掲げる方は、(1) の証明をすることはできません。
 - ① 医療法人の社員、役員、従業員
 - ② 基金の引受人
 - ③ 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者
 - ④ 弁護士法人、監査法人又は税理士法人であって、その社員の半数以上が①及び②に 掲げる者に該当する場合

8 基金の返還

- (1) 基金の返還は、定時社員総会の決議によって行わなければなりません。
- (2)基金として支出した額を限度として基金を返還することができる。金銭以外の財産については、拠出時の当該財産の価額に相当する金銭を返還することができる。
- (3) 社団医療法人は、ある会計年度に係る貸借対照表上の純資産額が次に掲げる金額の合計額を超える場合は、当該会計年度の次の会計年度の決算に関する定時社員総会の日の前日までの間に限り、当該超過額を返還の総額の限度として基金の返還をすることができます。言い換えると、利益剰余金のプラス分のみ基金の返還原資として充てることができるということを意味しています。
 - ① 基金(9の代替基金を含む。)の総額
 - ② 資産につき時価を基準として評価を行っている場合において、その時価の総額がその取得価額の総額を超えるときは、時価を基準として評価を行ったことにより増加した貸借対照表上の純資産額
- (4)(3)に違反して基金の返還をした場合は、返還を受けた者及び返還に関する職務を 行った業務執行者は、医療法人に対して、連帯して(3)に違反して返還された額を弁 済する責任を負います。
- (5)(3)に違反して基金の返還がされた場合は、医療法人の債権者は、返還を受けた者 に対し、返還の額を医療法人に対して返還することを請求することができます。

9 代替基金

基金の返還を行う場合には、返還する基金に相当する金額を代替基金として計上する必要があります。代替基金は、取り崩すことはできません。

(例)貸借対照表の純資産の額が基金1,000万円、利益剰余金200万円(計1,200万円)の場合、基金200万を返還できる。その場合、次年度の純資産の部は、基金800万、利益剰余金0万円、代替基金200万円となる。

10 基金の利息の禁止

基金の返還に係る債権には、利息を付することができません。

11 基金制度の採用禁止

特定医療法人及び社会医療法人は、基金制度を採用することができません。

【厚生労働省通知】

・医療法人の基金について (平成19年3月30日付け医政発第0330051号)

第4章 医療法人の業務と運営

- 1 医療法人の業務
- (1) 医療法人は、法令等及び定款(寄附行為)に規定する業務以外の業務は、収益を 伴わないものであっても、一切行うことができません。 ≪法第42条≫
- (2) 医療法人は、開設している診療所等の業務に支障のない限り、法第 42 条に定める業務 (附帯業務) を行うことができます。ただし、この業務を行う場合は、定款(寄附行為)に定めなければなりません。

≪法第 42 条≫

【厚生労働省通知】

- ・医療法人の附帯業務について(平成19年3月30日付け医政発第0330053号)
- (3) 医療法人は、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として公の施設である診療所等を管理する業務を、本来業務として行うことができます。ただし、指定管理者として公の施設の管理のみを行う医療法人を設立することは、法第 39 条の趣旨に違反するため、認められません。
- 2 運営の原則
- (1) 医療法人の行為は、全て法令等、定款(財団の場合は寄附行為)、社員総会(財団の場合は理事会)の決定に拘束され、理事長等が独断で処理することはできません。日常の業務、金銭出納等については、社員総会等の委任を受けているものと見なせますが、一定の規模を超える新たな義務の負担(借入金、改修工事、高価な物品の購入で予算に計上されていないもの等)については、必ず、社員総会(財団の場合は理事会)の議決を経なければなりません。
- (2) 理事は、医療法人の資産の管理において、私生活のそれと混同することができません。 資金の一時的な融通のために、理事等が医療法人に貸付けを行うことも、適当ではあり

ません。

(3) 医療法人は、開設する診療所等の業務を行うために必要な施設、設備、資金を有しなければなりません。

≪法第 41 条≫

3 剰余金の配当禁止

医療法人が剰余金(利益金)を出しても、これを拠出者(社員)等に配当することはできません。従って、決算後生ずる利益剰余金は、施設改善、従業員の待遇改善等に充てるほかは積立金として留保しなければなりません。

≪法第54条≫

また 、配当ではないが、事実上利益の分配とみられる行為も禁止されています。それら にあたるとされる行為は次のようなものです。

※参考:配当類似行為の例

- ① 近隣の土地建物の賃借料と比較して、著しく高額な賃借料の設定
- ② 病院等の収入等に応じた定率賃借料の設定
- ③ 病院等の本来業務や附帯業務以外の不動産賃貸業
- ④ 役員等への不当な利益の供与(貸付等)

4 医療法人の義務

(1) 事業報告書等の提出

医療法人には、毎会計年度の終了後3か月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、 損益計算書、関係事業者との取引の状況に関する報告書(以下「事業報告書等」という。)、 監事の監査報告書、その他必要書類を島根県知事に届け出ることが義務付けられていま す。

≪法第52条第1項≫

(2) 書類の整備・閲覧

医療法人は、事業報告書等、監事の監査報告書、定款又は寄附行為を常に主たる事務所 に備えておくことが義務付けられています。

また、社員若しくは評議員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、閲覧に供しなければなりません。

≪法第51条の4≫

(3)登記の届出及び役員変更の届出の提出

登記事項に変更があった場合(資産総額の変更、理事長の任期満了による重任を含む。)

は登記を行い、さらに登記事項の届出を、遅滞なく、島根県知事に提出しなければなりません。

≪医療法施行令(以下「令」という。)第5条の12≫

役員に変更があった場合(任期満了による重任の場合を含む。)は、医療法人の役員変 更届を遅滞なく島根県知事に提出しなければなりません。医療法人の役員の任期は2年 を超えることができないため、最低でも2年に1度、役員の改選をしなければなりません。 それ以外で役員に変更があった場合も同様に変更届の提出が必要です。

≪令第5条の13≫

5 医療法人の経営の透明性の確保

島根県知事は、定款(寄附行為)、事業報告書等、監事の監査報告書について閲覧請求があった場合は、閲覧に供さなければなりません。事業報告書等、監事の監査報告書については、過去3年間に届け出られたものが閲覧対象です。閲覧請求者に関する規制はありません。 《法第52条第2項》

6 医療法人に対する指導監督

(1) 報告、立入検査

医療法人の業務若しくは会計が法令、法令に基づく島根県知事の処分、定款(寄附行為)(以下「法令等」という。)に違反している疑いがあり、又はその運営が著しく適正を欠く疑いがあると認められるときは、その医療法人に対し、報告を求め、又はその事務所に立入検査をすることがあります。

≪法第63条≫

(2) 改善等の命令・勧告

- ① 医療法人の業務若しくは会計が、法令等に違反し、又はその経営が著しく適正を欠くと認めるときは、その法人に対し、期限を定めて、必要な措置をとるよう命令します。
- ② その医療法人が、命令に従わないときは、期限を定めて、業務の一部又は全部の停止を命令したり、役員の解任を勧告したりします。

≪法第 64 条≫

(3) 設立認可の取消し

① 医療法人が、設立した後又はすべての病院、診療所及び介護老人保健施設を休止若しくは廃止した後1年以内に正当な理由がないのに、病院、診療所又は介護老人保健施設を開設しないとき、又は再開しないときは、設立の認可を取り消すことがあります。

≪法第65条≫

② 医療法人が、法令の規定に違反し、又は法令に基づく知事の命令に違反した場合に おいて、他の方法により監督の目的を達することができないときに限り、設立の認可 を取り消すことがあります。

≪法第 66 条≫

(4) 罰則

医療法人の医療法違反に関しては、法第77条から第94条までの規定に基づく罰則 の適用があります。

第5章 医療法人設立認可申請

- 1 医療法人設立認可申請
- (1) スケジュール

※各項目の右端括弧書きには、書類等の作成、提出、受領主体を記載しております。

- ① 医療法人の手引き【設立編】を確認(医療法人)
- ② 定款・寄附行為(案)の作成(医療法人)
- ③ 設立総会の開催 (医療法人)
- ④ 設立認可申請書(案)の作成(医療法人)
- ⑤ 設立認可申請書(案)の仮申請(医療法人⇒所管の保健所) ※この時点では押印等は不要です。2部提出してください。
- ⑥ 事前審査 (所管の保健所及び医療政策課)
- ⑦ 設立認可申請書の本申請(医療法人⇒所管の保健所)※保健所への提出部数は4部です。(正本1部、副本2部、法人控1部)※法人控が必要ない場合は3部
- ⑧ 島根県医療審議会医療法人部会へ諮問(医療政策課⇒医療審議会)
- ⑨ 答申(医療審議会⇒医療政策課)
- ⑩ 設立認可書交付、受領(所管の保健所⇒医療法人)
- ⑪ 設立登記申請書類の作成・申請(医療法人⇒法務局)※認可を受けた後、2週間以内に法務局で設立登記をしてください。
 - ・・・組合等登記令第2条、法第43条第1項
- ② 登記完了(法人成立)
 - ※登記完了後、遅滞なく設立登記を行ったことの届(登記完了届(第38号様式)) を島根県知事に提出してください。(医療法施行令第5条12)
 - ※届出に添付する全部事項証明書については原本を送付してください。併せて、定 款をご提出ください。
- ③ 診療所等開設許可申請(医療法人⇒所管の保健所)

※登記完了後、速やかに開設許可申請書を提出してください。

- ④ 開設許可書の交付、受領(所管の保健所⇒医療法人)
- ⑤ 使用許可申請(医療法人⇒所管の保健所)※病床を有しない場合は、この申請は不要です。※病床を設置する場合は、病床設置許可申請が必要です。

≪法第 27 条≫

- (16) 使用許可証の交付、受領(所管の保健所⇒医療法人)
- ① 法人の開設届・個人の廃止届の提出(医療法人⇒所管の保健所)※開設届・廃止届を10日以内に診療所所在地の保健所に提出してください。≪法第7条、9条≫

※以下は、自由診療のみの場合は不要である。

- ⑱ 保険医療機関指定申請(医療法人⇒中四国厚生局島根事務所)
- ⑨ 保険医療機関指定通知書の交付、受領(中四国厚生局島根事務所⇒医療法人)
- ② 保険診療の開始(医療法人)

(2) 設立認可申請

前述のとおり医療法人を設立するには、島根県知事の認可を受ける必要があります。そのため、本県に医療法人を設立しようとする場合は、申請書に必要な添付書類を添えて、知事に認可の申請をすることになります。

なお、社団たる医療法人を設立するには、あらかじめ設立総会を開催し、次に掲げる事項を審議し、決定しなければなりません。

- ① 医療法人の設立の趣旨承認
- ② 社員の確認
- ③ 定款の承認
- ④ 拠出 (寄附)申込み及び設立時の財産目録の承認
- ⑤ 初年度及び次年度分の事業計画及び収支予算の承認
- ⑥ 役員及び管理者の選任
- ⑦ 設立代表者の選任
- ⑧ 診療所の土地、建物等を賃借する場合の契約の承認
- ⑨ その他の必要事項

※本手引き内にある 設立総会議事録(例)を参考にして下さい。

(3)審查

県では、申請のあった医療法人の資産が法第 41 条に規定される要件に該当しているかどうか及び定款又は寄附行為の内容が適法であるかどうかなどの点について審査し、島根県医療審議会医療法人部会の意見を聞いた上で、認可を行うことになります。

(4) 審議会の日程及び提出期限

なお、医療審議会医療法人部会は年2回(6月、12月の予定)開催され、それぞれ申請書類の提出期限が決められています。申請書類の提出窓口は主たる事務所の所在地を管轄する各保健所となりますので、本申請書の提出期限の2ヶ月前を目途に、必ず管轄の保健所へ事前協議(仮申請)を行ってください。

受付	仮申請書の受付期間	本申請書の受付期間	医療審議会	認可書交付	
第1回 4月1日~7月31日		8月1日~9月30日	12 月上旬頃	12月中旬頃	
第2回	10月1日~1月31日	2月1日~3月31日	6月下旬頃	7月上旬頃	

※医療法人の解散、合併、非医師理事長の就任など、その他医療審議会の意見聴取を必要とする認可事項についても同様とします。

2 設立申請に必要な書類

(1) 必要書類

申請に当たって必要な書類は次のとおりです。

- ① 医療法人設立認可申請書
- ② 定款又は寄附行為
- ③ 設立当初において当該医療法人に所属すべき財産の財産目録
- ④ 設立決議録(財団である医療法人を設立する場合にあっては添付不要)
- ⑤ 設立趣意書
- ⑤ 役員及び社員(評議員)の名簿
- ⑥ 不動産その他の重要な財産の権利の所属についての登記所銀行等の証明書類
- ① 当該医療法人の開設しようとする病院、医療法第 39 条第 1 項に規定する診療所、介護者人保健施設又は介護医療院診療科目、従業員の定員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類
- ⑧ 医療法第 42 条第 4 号又は第 5 号に掲げる業務を行おうとする医療法人にあっては、当該業務に係る施設の職員、敷地及び建物の構造設備の概要並びに運営方法を記載した書類
- ⑨ 設立後2年間の事業計画及びこれに伴う予算書(※実期間が1年6月未満の場合は、3年度分の事業計画及び予算書)
- ⑩ 設立者の履歴書
- ⑪ 設立代表者が適法に選任されたこと及びその権限を証する書類
- ② 役員の就任承諾書及び履歴書
- ③ 開設しようとする病院(診療所、介護老人保健施設、介護医療院)の管理者氏名を記載した書面及び管理者の医師免許証の写し
- ⑭ 設立者及び役員の印鑑証明書

※内容によっては、さらに詳細な書類の添付が必要になります。

詳細は「医療法人設立認可申請必要書類」をご確認ください。

(2) 提出部数

保健所への提出部数は4部です。(正本1部、副本2部、法人控1部) ※法人控が必要ない場合は3部

(3) 注意事項

本申請用の書類は、事前協議終了後、担当者の指示に基づいて必要な書類をそろえて作成することになりますが、次の点に注意してください。

① 正本の書類は、原則全て原本としてください。

ただし、医師(歯科医師)免許証、不動産賃貸契約、基金拠出契約書など別に個人 又は法人が所有しておくべきものは、写しとします。これらには、設立代表者が原本 と相違ない旨の証明(原本証明)が必要です。

※原本が必要な官公署、銀行等の書類(例)

次の証明書等は、提出用4部のうち1部(正本)に原則として原本を添付しなければなりません。

- ア 不動産鑑定評価書 イ 土地、建物登記事項証明書 ウ 預金残高証明書
- エ 負債の残高証明書 オ 債務引継承認書 カ 買掛金引継承認書
- キ 不動産賃貸借契約引継承認書(覚書) ク リース引継承認願
- ケ 印鑑登録証明書 等
- ② 副本の証明書等は、写しでもかまいませんが、設立代表者の原本証明が必要です。
- ③ 契約書には印紙税法に定める印紙税額の収入印紙を添付する必要があります。
- ④ 原則として、拠出(寄附)は1名以上、社員は3名以上とし、役員については、医療 法人と関係のある特定の営利法人の役員と兼務しないようにしてください。
- ⑤ 土地・建物、運営基金等の重要な資産を拠出(寄附)される場合には、これを基本 財産とすることが望まれますので、定款例第7条を参考に定款を作成ください。
- ⑥行政書士または弁護士の方が設立代表者からの委任を受け、申請を行う場合には、その旨が確認できる委任状及び本人確認書類を添付してください。

3 設立登記

設立認可を受けた場合は、主たる事務所の所在地を管轄する登記所において、設立認可の あった日から2週間以内に設立の登記をすることが必要となり、登記をすることによって 医療法人は成立することとなります。

≪法第46条、組合等登記令第2条≫

また、登記を済ませたら、法人の登記事項証明書を添付のうえ「医療法人登記完了届(第38号様式)」を島根県知事(提出先:保健所)に提出してください。

≪施行令 15 条の 12≫

第6章 医療法人設立認可申請必要書類

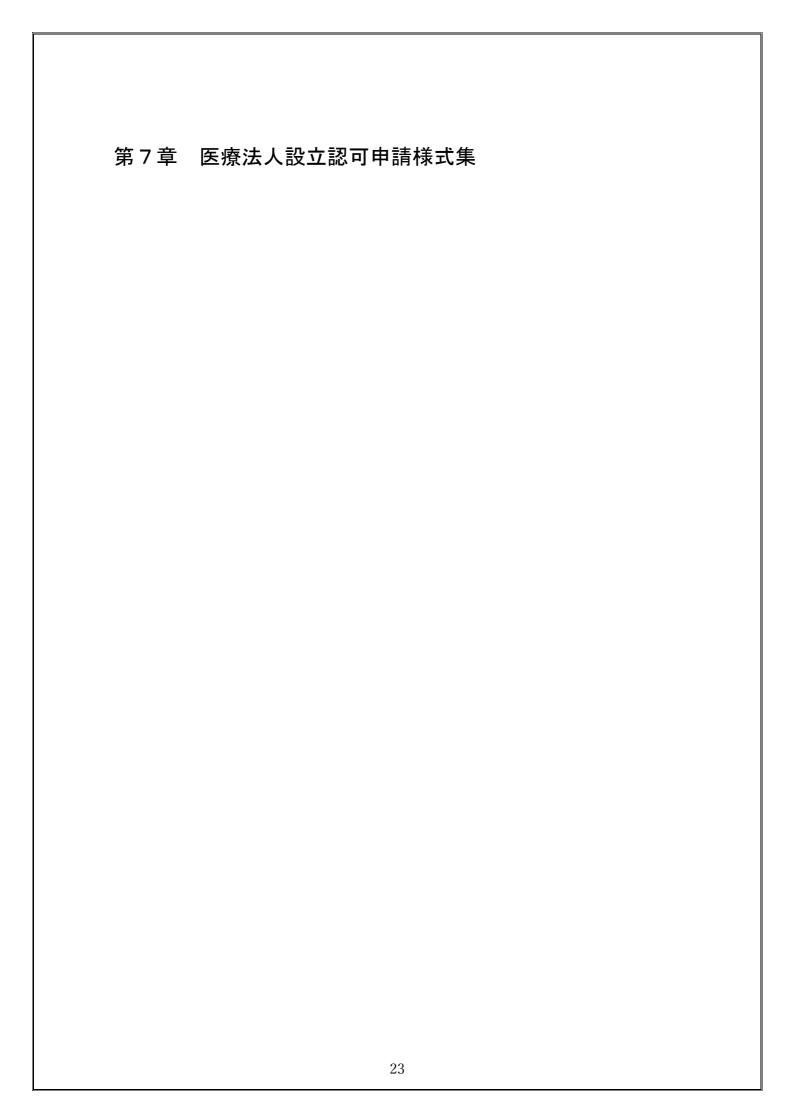
設立認可申請の際の必要書類一覧

	必要書類	様式	該当	注意事項・作成基準日
		番号	ページ	
0	医療法人設立認可申請書	2 8	2 4	【作成基準日】
				本申請書の提出期限以前の日付(任意)
				・第1回申請:申請年9月30日まで
				・第2回申請:申請年3月31日まで
1	定款又は寄附行為	1 – 1	2 5	※様式1-1は基金あり
		1 - 2	3 2	※様式1-2は基金なし
2	設立当初において医療法人に所属			
	すべき財産目録			
	設立時の財産目録	2 - 1	3 9	【作成基準日】
				・設立総会の開催日以前の日付 (任意)
				(=仮申請以前の開催日付(任意))
				・第1回申請:申請年7月31日まで
				・第2回申請:申請年1月31日まで
	設立時の財産目録の明細書	2 - 2	4 0	【作成基準日】
				・第1回、第2回申請ともに財産目録の作成
lt n				基準日と同日付
拠出財産関	不動産鑑定評価書	_	_	不動産を拠出する場合に添付(最新のもの)
財産	減価償却計算書	2 - 3	4 2	【作成基準日】
関 係				・第1回、第2回申請ともに財産目録の作成
				基準日と同日付
	現物拠出の価額証明書	2 - 4	4 3	【作成基準日】
				・第1回、第2回申請ともに財産目録の作成
				基準日と同日付
	基金拠出契約書等の写し	2 - 5	4 4	基金制度を採用する場合に添付
		2 - 6	4 5	※1人で基金の全額を引き受ける場合には、
		2 - 7	4 6	基金の申込み(2-6)及び割当て(2-
		2 - 8	4 8	8)様式の提出は不要です。

		0 0	4.0	甘入知序と校田」とい、担入に近江		
	拠出(寄附)申込書	2 - 9	4 9	基金制度を採用しない場合に添付		
	診療報酬等の決定通知書	_	_	直近2か月分(未収入金を拠出する場合)		
	設立時の負債内訳書	$2 - 1 \ 0$	5 0	負債を引き継ぐ場合に添付		
				【作成基準日】		
15				・第1回、第2回申請ともに財産目録の作成		
5 継				基準日と同日付		
引継負債関係	負債の根拠書類	_	_	負債を引き継ぐ場合に添付		
関 係				・金銭消費貸借契約書及び支払い予定表		
				・借入金で取得した資産の契約書又は領収書		
	負債残高証明及び債務引継承認願	2-11	5 2	負債を引き継ぐ場合に添付		
	(借入金)	2-12	5 3			
Ŋ	リース物件一覧表	2-13	5 4	リース物件を引き継ぐ場合に添付		
ース	リース契約書の写し・支払予定表	_		リース物件を引き継ぐ場合に添付		
引継関係	負債残高証明及び債務引継承認願	2 - 14	5 5	リース物件を引き継ぐ場合に添付		
関 係	(リース物件)					
3	設立決議録(財団である医療法人を	3	5 6	【開催日付】		
	設立する場合にあっては添付する			仮申請以前の開催日付(任意)		
	必要はないこと。)			・第1回申請:申請年7月31日まで		
				・第2回申請:申請年1月31日まで		
4	設立趣意書	4	6 0	日付は設立総会の開催日		
5	役員及び社員(評議員)の名簿	5	6 1	日付は設立総会の開催日		
6	不動産その他の重要な財産の権利					
	の所属についての登記所、銀行等					
	の証明書類					
不動	土地・建物の登記事項証明書			仮受付時点で発行から3か月以内のもの		
野 産 •	(全部事項証明書)					
重	不動産賃貸借契約書の写し			現行のものの写し・案文も可		
女 な 时				転貸の場合は原契約も必要		
重要な財産の	不動産賃貸借契約に係る覚書	6 – 1	6 2	貸主ごとに作成		
権利	賃借料の算定根拠説明書	6 - 2	6 3	設立しようとする医療法人の利害関係者等か		
関	(近傍類似値)			ら物件を賃貸する場合のみ添付		

	銀行等の預金残高証明書	-	_	仮受付時点で発行から3か月以内のもの (財産目録の作成基準日の残高証明)
7	当該医療法人の開設しようとする 病院、医療法第39条第1項に規定 する診療所、介護老人保健施設又 は介護医療院の診療科目、従業員 の定員並びに敷地及び建物の構造 設備の概要を記載した書類			
医睿	開設しようとする病院等の概要	7	6 4	
医療施設概	施設の案内図 (周辺地図)	_	_	最寄り駅等、交通経路を表示する。
要	施設の配置図・平面図	_	_	
8	医療法第42条第4号又は第5号に 掲げる業務を行おうとする医療法 人にあっては、当該業務に係る施 設の職員、敷地及び建物の構造設 備の概要並びに運営方法を記載し た書類			
附帯	施設等の概要	8	6 7	附帯業務の場合に添付
· 業務概要	周辺の概略図	_	_	最寄り駅等、交通経路を表示する。
要	建物平面図	_	_	
9	設立後2年間の事業計画及びこれ に伴う予算書			
財務関係	事業計画書	9 – 1	68	法人の初年度が6か月未満の場合は3年分 【作成基準日】 ・第1回申請 申請年の翌年1月1日以降の日付(任意) ・第2回申請 申請年7月1日以降の日付(任意)

	予算書	9 - 2	6 9	法人の初年度が6か月未満の場合は3年分
				【作成基準日】
				・第1回、第2回申請ともに事業計画の作成
				基準日と同日付
	予算明細書	9 - 3	7 0	法人の初年度が6か月未満の場合は3年分
				【作成基準日】
				・第1回、第2回申請ともに事業計画の作成
				基準日と同日付
	職員給与費内訳書	9 - 4	7 2	法人の初年度が6か月未満の場合は3年分
				【作成基準日】
				・第1回、第2回申請ともに事業計画の作成
				基準日と同日付
1 0	設立者の履歴書	1 0	7 3	日付は設立総会の開催日
1 1	設立代表者が適法に選任されたこ	1 1	7 5	日付は設立総会の開催日
	と及びその権限を証する書類			
	(委任状)			
1 2	役員の就任承諾書及び履歴書	1 2	7 6	日付は設立総会の開催日
1 3	開設しようとする病院(診療所、介	1 3	7 7	原寸大のものを添付
	護老人保健施設、介護医療院)の管			
	理者氏名を記載した書面及び管理			
	者の医師免許証の写し			
1 4	設立者及び役員の印鑑証明書	_	_	仮受付時点で発行から3か月以内のもの
1 5	添付書類の原本証明	1 4	7 8	
1 6	本人確認書類	_	_	行政書士または弁護士の方が設立代表者から
				の委任を受け、申請を行う場合



島根県知事様

設立者 住 所氏 名

電話番号

医療法人設立認可申請書

標記について、医療法第44条第1項及び医療法施行規則第31条の規定に基づき、別添関係書類を添えて申請します。

記

添付書類

- 1 定款又は寄附行為
- 2 設立当初において医療法人に所属すべき財産目録
- 3 設立決議録(財団である医療法人を設立する場合にあっては添付する必要はないこと。)
- 4 設立趣意書
- 5 役員及び社員(評議員)の名簿
- 6 不動産その他の重要な財産の権利の所属についての登記所銀行等の証明書類
- 7 当該医療法人の開設しようとする病院、医療法第 39 条第 1 項に規定する診療所、介護老人保健 施設又は介護医療院診療科目、従業員の定員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類
- 8 医療法第 42 条第 4 号又は第 5 号に掲げる業務を行おうとする医療法人にあっては、当該業務に 係る施設の職員、敷地及び建物の構造設備の概要並びに運営方法を記載した書類
- 9 設立後2年間の事業計画及びこれに伴う予算書
- 10 設立者の履歴書
- 11 設立代表者が適法に選任されたこと及びその権限を証する書類
- 12 役員の就任承諾書及び履歴書
- 13 開設しようとする病院(診療所、介護老人保健施設、介護医療院)の管理者氏名を記載した書面及び管理者の医師免許証の写し
- 14 設立者及び役員の印鑑証明書

医療法人〇〇会定款

第1章 名称及び事務所

第1条 本社団は、医療法人○○会と称する。

第2条 本社団は、事務所を島根県○○郡(市)○○町(村)○○番地に置く。

第2章 目的及び事業

- 第3条 本社団は、病院(診療所、介護老人保健施設、介護医療院)を経営し、科学的でかつ 適正な医療(及び要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等)を普及す ることを目的とする。
- 第4条 本社団の開設する病院(診療所、介護老人保健施設、介護医療院)の名称及び開設場所は、次のとおりとする。
 - (1) ○○病院

島根県○○郡(市)○○町(村)○○番地

- (2) ○○診療所
 - 島根県○○郡(市)○○町(村)○○番地
- (3) 介護老人保健施設○○園

島根県○○郡(市)○○町(村)○○番地

- (4) ○○介護医療院
 - 島根県○○郡(市)○○町(村)○○番地
- 2 本社団が○○郡(市)から指定管理者として指定を受けて管理する病院(診療所、介護老人保健施設、介護医療院)の名称及び開設場所は、次のとおりとする。
 - (1) ○○病院

島根県○○郡(市)○○町(村)○○番地

- (2) ○○診療所
 - 島根県○○郡(市)○○町(村)○○番地
- (3) 介護老人保健施設○○園

島根県○○郡(市)○○町(村)○○番地

(4) ○○介護医療院

島根県○○郡(市)○○町(村)○○番地

- 第5条 本社団は、前条に掲げる病院(診療所、介護老人保健施設、介護医療院)を経営する ほか、次の業務を行う。
 - ○○訪問看護ステーション

第3章 基金

- 第6条 本社団は、その財政的基盤の維持を図るため、基金を引き受ける者の募集をすることができる。
- 第7条 本社団は、基金の拠出者に対して、本社団と基金の拠出者との間の合意の定めるところに従い返還義務(金銭以外の財産については、拠出時の当該財産の価額に相当する金銭の返還義務)を負う。
- 第8条 基金の返還は、定時社員総会の決議によって行わなければならない。
- 2 本社団は、ある会計年度に係る貸借対照表上の純資産額が次に掲げる金額の合計額を 超える場合においては、当該会計年度の次の会計年度の決算の決定に関する定時社員総 会の日の前日までの間に限り、当該超過額を返還の総額の限度として基金の返還をする

ことができる。

- (1) 基金(代替基金を含む。)
- (2) 資産につき時価を基準として評価を行ったことにより増加した貸借対照表上の純資産額
- 3 前項の規定に違反して本社団が基金の返還を行った場合には、当該返還を受けた者及 び当該返還に関する職務を行った業務執行者は、本社団に対し、連帯して、返還された額 を弁済する責任を負う。
- 4 前項の規定にかかわらず、業務執行者は、その職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明したときは、同項の責任を負わない。
- 5 第3項の業務執行者の責任は、免除することができない。ただし、第2項の超過額を限度 として当該責任を免除することについて総社員の同意がある場合は、この限りでない。
- 6 第2項の規定に違反して基金の返還がされた場合においては、本社団の債権者は、当該返還を受けた者に対し、当該返還の額を本社団に対して返還することを請求することができる。
- 第9条 基金の返還に係る債権には、利息を付することができない。
- 第10条 基金の返還をする場合には、返還をする基金に相当する金額を代替基金として計上しなければならない。
- 2 前項の代替基金は、取り崩すことができない。

第4章 資産及び会計

- 第11条 本社団の資産は次のとおりとする。
 - (1) 設立当時の財産
 - (2) 設立後寄附された金品
 - (3) 事業に伴う収入
 - (4) その他の収入
- 2 本社団の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。
- 第12条 本社団の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。
 - $(1) \cdot \cdot \cdot$
 - (2) • •
 - (3) • •
- 2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。
- 第13条 本社団の資産は、社員総会又は理事会で定めた方法によって、理事長が管理する。
- 第14条 資産のうち現金は、医業経営の実施のため確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しく は信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管する。
- 第15条 本社団の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び社員総会の議決を経て定める。
- 第16条 本社団の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。
- 第17条 本社団の決算については、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「事業報告書等」という。)を作成し、監事の監査、理事会の承認及び社員総会の承認を受けなければならない。
- 2 本社団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本社団の定款を事務所に備えて置き、社員 又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供し なければならない。
- 3 本社団は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を島根県知事

に届け出なければならない。

第18条 決算の結果、剰余金を生じたとしても、配当してはならない。

第5章 社員

- 第19条 本社団の社員になろうとする者は、社員総会の承認を得なければならない。
- 2 本社団は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。
- 第20条 社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。
 - (1) 除名
 - (2) 死亡
 - (3) 退 社
- 2 社員であって、社員たる義務を履行せず本社団の定款に違反し又は品位を傷つける行為のあった者は、社員総会の議決を経て除名することができる。
- 第21条 やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、退社することができる。

第6章 社員総会

第22条 理事長は、定時社員総会を、毎年2回、○月及び○月に開催する。

- 2 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時社員総会を招集することができる。
- 3 理事長は、総社員の5分の1以上の社員から社員総会の目的である事項を示して臨時社員 総会の招集を請求された場合には、その請求があった日から20日以内に、これを招集しな ければならない。
- 4 社員総会の招集は、期日の少なくとも5日前までに、その社員総会の目的である事項、日 時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員に通知しなければならない。

第23条 社員総会の議長は、社員の中から社員総会において選任する。

第24条 次の事項は、社員総会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 基本財産の設定及び処分(担保提供を含む。)
- (3) 毎事業年度の事業計画の決定又は変更
- (4) 収支予算及び決算の決定又は変更
- (5) 重要な資産の処分
- (6) 借入金額の最高限度の決定
- (7) 社員の入社及び除名
- (8) 本社団の解散
- (9) 他の医療法人との合併若しくは分割に係る契約の締結又は分割計画の決定
- 2 その他重要な事項についても、社員総会の議決を経ることができる。
- 第25条 社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、決議することができない。
- 2 社員総会の議事は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した社員の議 決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 前項の場合において、議長は、社員として議決に加わることができない。

第26条 社員は、社員総会において各1個の議決権及び選挙権を有する。

- 第27条 社員総会においては、あらかじめ通知のあった事項のほかは議決することができない。 ただし、急を要する場合はこの限りではない。
- 2 社員総会に出席することのできない社員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。ただし、代理人は社員でなければならない。
- 3 代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。
- 第28条 社員総会の議決事項につき特別の利害関係を有する社員は、当該事項につきその議決 権を行使できない。
- 第29条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 第30条 社員総会の議事についての細則は、社員総会で定める。

第7章 役員

- 第31条 本社団に、次の役員を置く。
 - (1) 理事 ○名以上○名以内 うち理事長 1 名
 - (2) 監事 ○名
- 第32条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
- 2 理事長は、理事会において、理事の中から選出する。
- 3 本社団が開設(指定管理者として管理する場合を含む。)する病院(診療所、介護老人保健施設、介護医療院)の管理者は、必ず理事に加えなければならない。
- 4 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。
- 5 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。
- 第33条 理事長は本社団を代表し、本社団の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。
- 2 理事長は、本社団の業務を執行し、
- (例1) 3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- (例2) 毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 3 理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行 う。
- 4 監事は、次の職務を行う。
 - (1) 本社団の業務を監査すること。
 - (2) 本社団の財産の状況を監査すること。
 - (3) 本社団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に社員総会及び理事会に提出すること。
 - (4) 第1号又は第2号による監査の結果、本社団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを島根県知事、 社員総会又は理事会に報告すること。
 - (5) 第4号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。
 - (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類、その他の資料を調査し、法令若しくは この定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員 総会に報告すること。
- 5 監事は、本社団の理事又は職員(本社団の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は 介護医療院(指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者その他の職員を含む。)を

兼ねてはならない。

第34条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、第31条に定める員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。
- 第35条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。

ただし、監事の解任の決議は、出席した社員の議決権の3分の2以上の賛成がなければ、決議することができない。

第36条 役員の報酬等は、

- (例1) 社員総会の決議によって別に定めるところにより支給する。
- (例2) 理事及び監事について、それぞれの総額が○○円以下及び○○円以下で支給する。
- (例3) 理事長○円、理事○円、監事○円とする。
- 第37条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。
 - (1) 自己又は第三者のためにする本社団の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする本社団との取引
 - (3) 本社団がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における本社団とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。
- 第38条 本社団は、役員が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により免除することができる。
- 2 本社団は、役員との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに、損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、〇円以上で本社団があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第8章 理事会

第39条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

- 第40条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
 - (1) 本社団の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 理事長の選出及び解職
 - (4) 重要な資産の処分及び譲受けの決定
 - (5)多額の借財の決定
 - (6) 重要な役割を担う職員の選任及び解任の決定
 - (7)従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止の決定

第41条 理事会は、

- (例1) 各理事が招集する。
- (例2) 理事長(又は理事会で定める理事)が招集する。この場合、理事長(又は理事会で定める理事)が欠けたとき又は理事長(理事会で定める理事)に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 2 理事長(又は理事会で定める理事、又は各理事)は、必要があると認めるときは、いつでも理事会を招集することができる。

- 3 理事会の招集は、期日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して理事会を招集する旨 の通知を発しなければならない。
- 4 前項にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催できる。

第42条 理事会の議長は、理事長とする。

- 第43条 理事会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、議決事項について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について特別の利害関係を有する理事を除く理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案について異議を述べたときはこの限りでない。
- 第44条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 理事会に出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。
- 第45条 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。

第9章 定款の変更

第46条 この定款は、社員総会の議決を経、かつ、島根県知事の認可を得なければ変更することができない。

第10章 解散、合併及び分割

第47条 本社団は、次の事由によって解散する。

- (1) 目的たる業務の成功の不能
- (2) 社員総会の決議
- (3) 社員の欠亡
- (4) 他の医療法人との合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 設立認可の取消し
- 2 本社団は、総社員の4分の3以上の賛成がなければ、前項第2号の社員総会の決議をする ことができない。
- 3 第1項第1号又は第2号の事由により解散する場合は、島根県知事の認可を受けなければ ならない
- 第48条 本社団が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、社員総会の議決によって理事以外の者を選任することができる。
- 2 清算人は、社員の欠亡による事由によって本社団が解散した場合には、島根県知事にその旨を届け出なければならない。
- 3 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為を することができる。
 - (1) 現務の結了
 - (2) 債権の取立て及び債務の弁済
 - (3) 残余財産の引渡し
- 第49条 本社団が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合 を除き、次の者から選定して帰属させるものとする。
 - (1) 国

- (2) 地方公共団体
- (3) 医療法第31条に定める公的医療機関の開設者
- (4) 都道府県医師会又は郡市区医師会(一般社団法人又は一般財団法人に限る。)
- (5) 財団たる医療法人又は社団たる医療法人であって持分の定めのないもの

第50条 本社団は、総社員の同意があるときは、島根県知事の認可を得て、他の社団たる医療 法人又は財団たる医療法人と合併することができる。

第51条 本社団は、総社員の同意があるときは、島根県知事の認可を得て、分割することができる。

第11章 雑則

第52条 本社団の公告は、

- (例1) 官報に掲載する方法
- (例2) ○○新聞に掲載する方法
- (例3) 電子公告(ホームページ)

によって行う。

(例3の場合)

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報 (又は○○新聞) に掲載する方法によって行う。

第53条 この定款の施行細則は、理事会及び社員総会の議決を経て定める。

附則

第1条 この定款は、島根県知事の認可の日から施行する。

第2条 本社団設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事	事 長	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc
理	事	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc
ī	司	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc
Ī	司	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc
Ē	司	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc
監	事	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc
Ī	3	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc

第3条 本社団の最初の会計年度は、第16条の規定にかかわらず、設立の日から令和〇年〇月 〇日までとする。

第4条 本社団の設立当初の役員の任期は、第34条第1項の規定にかかわらず、令和〇年〇月 〇日までとする。

医療法人〇〇会定款

第1章 名称及び事務所

第1条 本社団は、医療法人○○会と称する。

第2条 本社団は、事務所を島根県○○郡(市)○○町(村)○○番地に置く。

第2章 目的及び事業

- 第3条 本社団は、病院(診療所、介護老人保健施設、介護医療院)を経営し、科学的でかつ 適正な医療(及び要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等)を普及す ることを目的とする。
- 第4条 本社団の開設する病院(診療所、介護老人保健施設、介護医療院)の名称及び開設場所は、次のとおりとする。
 - (1) ○○病院

島根県○○郡(市)○○町(村)○○番地

- (2) ○○診療所
 - 島根県○○郡(市)○○町(村)○○番地
- (3) 介護老人保健施設○○園

島根県○○郡(市)○○町(村)○○番地

- (4) ○○介護医療院
 - 島根県○○郡(市)○○町(村)○○番地
- 2 本社団が○○郡(市)から指定管理者として指定を受けて管理する病院(診療所、介護老人保健施設、介護医療院)の名称及び開設場所は、次のとおりとする。
 - (1) ○○病院

島根県○○郡(市)○○町(村)○○番地

- (2) ○○診療所
 - 島根県○○郡(市)○○町(村)○○番地
- (3) 介護老人保健施設○○園

島根県○○郡(市)○○町(村)○○番地

(4) ○○介護医療院

島根県○○郡(市)○○町(村)○○番地

- 第5条 本社団は、前条に掲げる病院(診療所、介護老人保健施設、介護医療院)を経営する ほか、次の業務を行う。
 - ○○訪問看護ステーション

第3章 資産及び会計

- 第6条 本社団の資産は次のとおりとする。
 - (1) 設立当時の財産
 - (2) 設立後寄附された金品
 - (3) 事業に伴う収入
 - (4) その他の収入
- 2 本社団の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。
- 第7条 本社団の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。
 - $(1) \cdot \cdot \cdot$
 - (2) • •
 - (3) • •

- 2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。
- 第8条 本社団の資産は、社員総会又は理事会で定めた方法によって、理事長が管理する。
- 第9条 資産のうち現金は、医業経営の実施のため確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しく は信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管する。
- 第10条 本社団の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び社員総会の議決を経て定める。
- 第11条 本社団の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。
- 第12条 本社団の決算については、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「事業報告書等」という。)を作成し、監事の監査、理事会の承認及び社員総会の承認を受けなければならない。
- 2 本社団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本社団の定款を事務所に備えて置き、社員 又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供し なければならない。
- 3 本社団は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を島根県知事 に届け出なければならない。
- 第13条 決算の結果、剰余金を生じたとしても、配当してはならない。

第4章 社員

- 第14条 本社団の社員になろうとする者は、社員総会の承認を得なければならない。
- 2 本社団は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。
- 第15条 社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。
 - (1) 除 名
 - (2) 死亡
 - (3) 退社
- 2 社員であって、社員たる義務を履行せず本社団の定款に違反し又は品位を傷つける行為のあった者は、社員総会の議決を経て除名することができる。
- 第16条 やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、退社することができる。

第5章 社員総会

- 第17条 理事長は、定時社員総会を、毎年2回、○月及び○月に開催する。
- 2 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時社員総会を招集することができる。
- 3 理事長は、総社員の5分の1以上の社員から社員総会の目的である事項を示して臨時社員 総会の招集を請求された場合には、その請求があった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 4 社員総会の招集は、期日の少なくとも5日前までに、その社員総会の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員に通知しなければならない。
- 第18条 社員総会の議長は、社員の中から社員総会において選任する。
- 第19条 次の事項は、社員総会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 基本財産の設定及び処分(担保提供を含む。)
- (3) 毎事業年度の事業計画の決定又は変更
- (4) 収支予算及び決算の決定又は変更
- (5) 重要な資産の処分
- (6) 借入金額の最高限度の決定
- (7) 社員の入社及び除名
- (8) 本社団の解散
- (9) 他の医療法人との合併若しくは分割に係る契約の締結又は分割計画の決定
- 2 その他重要な事項についても、社員総会の議決を経ることができる。
- 第20条 社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、決議することができない。
- 2 社員総会の議事は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した社員の議 決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 前項の場合において、議長は、社員として議決に加わることができない。
- 第21条 社員は、社員総会において各1個の議決権及び選挙権を有する。
- 第22条 社員総会においては、あらかじめ通知のあった事項のほかは議決することができない。 ただし、急を要する場合はこの限りではない。
- 2 社員総会に出席することのできない社員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。ただし、代理人は社員でなければならない。
- 3 代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。
- 第23条 社員総会の議決事項につき特別の利害関係を有する社員は、当該事項につきその議決 権を行使できない。
- 第24条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 第25条 社員総会の議事についての細則は、社員総会で定める。

第6章 役員

- 第26条 本社団に、次の役員を置く。
 - (1) 理事 ○名以上○名以内 うち理事長 1 名
 - (2) 監事 ○名
- 第27条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
- 2 理事長は、理事会において、理事の中から選出する。
- 3 本社団が開設(指定管理者として管理する場合を含む。)する病院(診療所、介護老人保健施設、介護医療院)の管理者は、必ず理事に加えなければならない。
- 4 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。
- 5 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。
- 第28条 理事長は本社団を代表し、本社団の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。
- 2 理事長は、本社団の業務を執行し、
- (例1) 3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

- (例2) 毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 3 理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。
- 4 監事は、次の職務を行う。
 - (1) 本社団の業務を監査すること。
 - (2) 本社団の財産の状況を監査すること。
 - (3) 本社団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に社員総会及び理事会に提出すること。
 - (4) 第1号又は第2号による監査の結果、本社団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを島根県知事、社員総会又は理事会に報告すること。
 - (5) 第4号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。
 - (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類、その他の資料を調査し、法令若しくは この定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員 総会に報告すること。
- 5 監事は、本社団の理事又は職員(本社団の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設又は介護医療院(指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者その他の職員を含む。)を兼ねてはならない。

第29条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、第26条に定める員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した後も、 新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。
- 第30条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。

ただし、監事の解任の決議は、出席した社員の議決権の3分の2以上の賛成がなければ、決議することができない。

第31条 役員の報酬等は、

- (例1) 社員総会の決議によって別に定めるところにより支給する。
- (例2) 理事及び監事について、それぞれの総額が○○円以下及び○○円以下で支給する。
- (例3) 理事長○円、理事○円、監事○円とする。
- 第32条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。
 - (1) 自己又は第三者のためにする本社団の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする本社団との取引
 - (3) 本社団がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における本社団とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。
- 第33条 本社団は、役員が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により免除することができる。
- 2 本社団は、役員との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに、損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、〇円以上で本社団があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第7章 理事会

第34条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

第35条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 本社団の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選出及び解職
- (4) 重要な資産の処分及び譲受けの決定
- (5)多額の借財の決定
- (6) 重要な役割を担う職員の選任及び解任の決定
- (7) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止の決定

第36条 理事会は、

- (例1) 各理事が招集する。
- (例2) 理事長(又は理事会で定める理事)が招集する。この場合、理事長(又は理事会で定める理事)が欠けたとき又は理事長(理事会で定める理事)に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 2 理事長(又は理事会で定める理事、又は各理事)は、必要があると認めるときは、いつでも理事会を招集することができる。
- 3 理事会の招集は、期日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して理事会を招集する旨 の通知を発しなければならない。
- 4 前項にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催できる。

第37条 理事会の議長は、理事長とする。

- 第38条 理事会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、議決事項について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合に おいて、その提案について特別の利害関係を有する理事を除く理事全員が書面又は電磁的記 録により同意の意思表示をしたときは、理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事 がその提案について異議を述べたときはこの限りでない。

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 理事会に出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第40条 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。

第8章 定款の変更

第41条 この定款は、社員総会の議決を経、かつ、島根県知事の認可を得なければ変更することができない。

第9章 解散、合併及び分割

第42条 本社団は、次の事由によって解散する。

- (1) 目的たる業務の成功の不能
- (2) 社員総会の決議
- (3) 社員の欠亡
- (4) 他の医療法人との合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 設立認可の取消し

- 2 本社団は、総社員の4分の3以上の賛成がなければ、前項第2号の社員総会の決議をすることができない。
- 3 第1項第1号又は第2号の事由により解散する場合は、島根県知事の認可を受けなければ ならない
- 第43条 本社団が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、社員総会の議決によって理事以外の者を選任することができる。
- 2 清算人は、社員の欠亡による事由によって本社団が解散した場合には、島根県知事にその 旨を届け出なければならない。
- 3 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為を することができる。
 - (1) 現務の結了
 - (2) 債権の取立て及び債務の弁済
 - (3) 残余財産の引渡し
- 第44条 本社団が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合 を除き、次の者から選定して帰属させるものとする。
 - (1) 国
 - (2) 地方公共団体
 - (3) 医療法第31条に定める公的医療機関の開設者
 - (4) 都道府県医師会又は郡市区医師会(一般社団法人又は一般財団法人に限る。)
 - (5) 財団たる医療法人又は社団たる医療法人であって持分の定めのないもの
- 第45条 本社団は、総社員の同意があるときは、島根県知事の認可を得て、他の社団たる医療 法人又は財団たる医療法人と合併することができる。
- 第46条 本社団は、総社員の同意があるときは、島根県知事の認可を得て、分割することができる。

第10章 雜則

- 第47条 本社団の公告は、
- (例1) 官報に掲載する方法
- (例2) ○○新聞に掲載する方法
- (例3) 電子公告(ホームページ)

によって行う。

(例3の場合)

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報 (又は○○新聞) に掲載する方法によって行う。
- 第48条 この定款の施行細則は、理事会及び社員総会の議決を経て定める。

附則

- 第1条 この定款は、島根県知事の認可の日から施行する。
- 第2条 本社団設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc
理 事	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc
同	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc
同	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc

11	ij	\sim	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc
監	事	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc
Ē	<u> </u>	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\circ

第3条 本社団の最初の会計年度は、第11条の規定にかかわらず、設立の日から令和〇年〇月 〇日までとする。

第4条 本社団の設立当初の役員の任期は、第29条の規定にかかわらず、令和〇年〇月〇日までとする。

参考様式2-1

設立当初において医療法人に所属すべき財産の財産目録

(令和 年 月 日現在)

 1.資
 產
 額
 ××× 円

 2.負
 債
 額
 ××× 円

 3.純
 資
 產
 額
 ××× 円

(内 訳) (単位·円)

(内 訳)		(単位:円)
X	分	金額
A 流 動 資 産		×××
現 金		×××
預金		×××
医 業 未 収 金		×××
医 薬 品 等		×××
B 固 定 資 産		×××
1 有 形 固 定 資 産		×××
土 地		×××
建物		×××
医療用器械備品		×××
その他の器械備品		×××
2 無 形 固 定 資 産		×××
電話加入権		×××
3 そ の 他 の 資 産		×××
保証金 (土地)		×××
C 資 産 合 計	(A+B)	×××
D 負 債 合 計		×××
E 純 資 産	(C-D)	×××

参考様式2-2

財産 目録の明細書

A 流動資産

預	金

	預	金	先	種	類	口	数	金	額	拠出(寄附)者氏名
I	○○銀行○○支店		支店	普通	預金	1			$\times \times \times$ 円	0 0 0 0
	△△銀行△△支店		支店	定期	預金]	L		$\times \times \times$ 円	0 0 0 0
	小		計						××× 円	

医業未収金

種	類	月	分	評	価	額	拠出(寄附)者氏名
社会的	呆険診療報酬	○月分	、△月分			$\times \times \times$ 円	0 0 0 0
国民健愿	康保険診療報酬	○月分	、△月分			$\times \times \times$ 円	0 0 0 0
小	計					$\times \times \times$ 円	

医薬品等

品名	規格数量	評 価 額 拠出(寄附)者氏名
医 薬 品	(別紙明細)	×××
診療材料	(万寸水八岁寸水田)	××× 円 0000
小計		××× 円

B 固定資産

1 有形固定資産

土 地

所	在	地	面	積	評	価	額	拠出(寄附)者氏名
00県00)市〇〇町	丁○○番地		$\times \times \times m^2$			××× 円	0 0 0 0

建物

 _	1. 4											
所	在	地	延	面	積	評	価	額	拠出	(寄附))者氏	:名
○○県○	〇市〇〇	町〇〇番地			$\times \times \times m^2$			××× 円	0	0	0 0)

医療用器械備品

品	名	規	格	数	量	評	価	額	拠出	(寄附)	者氏名
エックス	線装置		1					××× 円	0	0 (0
電 気	1			imes imes imes 円			\circ	0			
小	計							××× 円			

その他の器械備品

品名	規格数量	評 価 額	拠出(寄附)者氏名
パソコン	1	××× 円	0 0 0 0
エアコン	1	××× 円	0 0 0 0
小 計		××× 円	

2 無形固定資産

電話加入権

局	番	番	号	評	価	額	拠出(寄附	†)者氏名
	000)	00	00			××× 円	0 0	0 0

3 その他の資産

その他

品	名	規	格	数	量	Ī	評	価	額	拠出(寄附)	者氏名
保証金	(土地)								××× 円	0	0 0	0

(作成上の注意)

1. 現金以外の財産の拠出(寄附)について、詳細に記載すること。

(主な現物拠出(寄附)財産の種類と評価額)

預金 ・・・・・・・・ 残高証明の額の範囲

医業未収金 ・・・・・ 前年実績等からの推計値

医薬品、材料等 ・・・・ 帳簿価格

不動産、借地権・・・・・不動産鑑定評価書又は固定資産評価証明書の額

建物(その付属設備を含む)・・・・・・ 減価償却した簿価

医療用器械備品(その付属設備を含む)・・・ 減価償却した簿価

その他の器械備品(その付属設備を含む)・・ 減価償却した簿価

電話加入権 ・・・・・ 時価

保証金等 ・・・・・・ 契約書の金額 (契約書に償却に関する条項がある場合は償却後の金額)

- 2. 2以上の施設を所有(開設)する場合は、それぞれの施設ごとに区分し、小計を付すこと。
- 3. 有形固定資産(非償却資産を除く。) については、取得原価から減価償却累計額を控除した価額を評価額とすること。その際、各資産ごとに取得原価と控除する減価償却累計額を示す書類(参考様式2-3)を添付すること。(確定申告時に使用する電算様式を使用しても差し支えない。)
- 4. 社団である医療法人を設立する際の現物拠出について、その価額の総額が5百万円以上の場合は、現物拠 出財産の価額が相当であることについて、弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士 法人の証明(現物拠出財産が不動産である場合にあっては、当該証明及び不動産鑑定士の鑑定評価。)が必 要であること。また、拠出財産が不動産である場合には、不動産の登記事項証明書が必要である。
- 5. 拠出財産が預金である場合には、金融機関の発行した預金残高証明書が必要である。ただし、名宛人は 拠出者となっていること。また、預金の拠出者が複数いる場合は、それぞれの残高証明書が同日に発行さ れたものであること。
- 6. 個人開設時における診療報酬等の未収金を拠出する場合には、拠出部分に係る診療報酬等の請求書 (総括表)、当座口振込通知書、診療報酬等支払額内訳書等の写しを添付すること。

参考様式2-3

減価償却計算書

(基準日:令和○年○月○日)

(単位:円)

										(十四・11)
減価償却資産	取得年月	取得価額	償却の基礎	償却	耐用	償却率	償 却	期首残高	当期償却費	未償却残高
の名称等	以付十万	以付Ш快	になる金額	方 法	年 数	資料子	期間	(年1月)	当别慎却真	(期末残高)
	平成年月						月/12月			0
	平成年月						月/12月			0
	平成年月						月/12月			0
	平成年月						月/12月			0
	平成年月						月/12月			0
	平成年月						月/12月			0
	平成年月						月/12月			0
				例) 定額法					0	0

≪作成上の注意≫

- 1 この様式は参考です。確定申告時に使用する電算様式を使用しても差し支えありません。ただし未償却残高の計算に必要な情報(減価償却資産の名称等、取得年月、取得原価、償却の基礎になる金額、償却方法、耐用年数、期首残高、償却率、償却期間、当期償却費、未償却残高)が記載されている必要があります。
- 2 期末は「基準日」としてください。
- 3 消耗品や一括償却資産等については記載しないでください。

参考様式2-4

現物拠出の価額が相当である旨の証明書

拠出者の	住所
	氏名

土地			円
建物			0 円
()	(円)
建物附属設備			0 円
内装工事		(円)
給排水工事		(円)
○○工事		(円)
医療用器械備品			0 円
エックス線装置	<u>=</u>	(円)
○○装置		(円)
什器・備品			0 円
エアコン		(円)
○○セット		(円)
リース資産			0 円
電子カルテ		(円)
○○システム		(円)
保証金 (建物)			円
			0 円

令和〇年〇月〇日(基準日)における、上記の現物拠出の目的たる財産の価額が相当であることを証明します。

令和	年	月	日				
		住所					
		氏名					印
		登録:	悉号				

参考様式 2-5

年 月 日

(基金の引受けの申込みをしようとする者の氏名) 殿

住 所(設立代表者の住所)医療法人 会設立代表者 印電話番号 ()

支店

銀行

基金の募集事項等の通知について

医療法人 会の基金の募集事項等を、下記のとおり通知させていただきます。お引き受けいただける場合は、基金引受申込書を記入の上、医療法人 会に提出していただくようよろしくお願いいたします。

記

1 募集に係る金銭の総額 金 円 2 募集に係る金銭以外の財産の内容及び価額 Н 金 (別紙一覧表としてもよい) 土 地 m^2 建 物 延 m² 医療機器 医薬品 ... 3 金銭の払込み又は財産の給付の期日 年 月 日 (期間を定めてもよい)

5 その他

4 金銭の払込みの取扱いの場所

- ① 定款(医療法人の成立前にあっては、設立認可申請中の定款)を添付します。
- ② 不動産その他の金銭以外の財産の価額を調査するため、不動産鑑定書その他財産の評価額及び当該財産に係る負債額を証明する書類(負債残高証明、請求書、金銭消費契約書の写し等)を提出していただきますのでご了承ください。
- (注) 医療法人の成立前にあっては、住所及び電話番号は設立代表者個人の住所及び 電話番号である。

参考様式 2-6

年 月 日

医療法人 会

設立代表者 殿

(基金の引受けの申込みをしようとする者)

 住
 所

 氏
 名

 印
 電話番号

基金引受申込書

医療法人 会の定款及び募集事項等の記載事項を承認の上、下記のとおり 基金を引き受けたく申し込み致します。

記

- 1 引き受けようとする金銭の額 金 円
- 2 引き受けようとする金銭以外の財産の内容及びその価額 金 円

(内 訳)

種別	金額	内	容
現金			
土 地			
建物			
医療機器			
医 薬 品			
資 産 合 計			
負 債			
差引額			
(基金拠出			
額)			

(注) 医療法人の成立前にあっては、住所及び電話番号は設立代表者個人の住所及び 電話番号である。

参考様式 2-7

医療法人 会基金拠出契約書

医療法人 会(以下「甲」という。)と 以下「乙」という。)とは、 乙が行う「医療法人 会基金」(以下「基金」という。)の拠出に関して、以下の とおり契約を締結する。

第1条 乙は、甲の基金の総額を引き受けることを受諾する。

第2条 乙が拠出する基金の額は、以下のとおりとする。

基金の額金 円

(内 訳)

種 別	金額	内	容
現金			
土 地			
建物			
医療機器			
医 薬 品			
資 産 合 計			
負 債			
差 引 額			
(基金拠出			
額)			

- 第3条 乙は、 年 月 日までに(又は 年 月 日から 月 日までの間に)、前条の金銭(以下「拠出金」という。)を甲の指定銀行口座に振 込手数料を差し引かずに振り込まなければならない(又は前条の財産(以下「現物拠出 財産」という。)を給付しなければならない)。
- 第4条 乙は、拠出金の払込み又は現物拠出財産の給付(以下「拠出の履行」という。)に 係る債務と甲に対する債権とを相殺することができない。
- 第5条 乙は、第3条の期日までに(又は第3条の期間内に)、拠出の履行をしないときは、 基金の引受けは、その効力を失う。

第6条 甲は、乙が拠出した第2条の基金の額について、この契約の定めるところに従い 返還義務(金銭以外の財産については、拠出時の当該財産の価額に相当する金銭の返還 義務)を負う。

第7条 甲は、 年 月 日までは拠出された基金を返還しない。

- 第8条 甲は、第7条の期日が到来した後のある会計年度に係る貸借対照表上の純資産額が次に掲げる金額の合計額を超える場合においては、当該会計年度の次の会計年度の決算の決定に関する定時社員総会の日の前日までの間に限り、当該超過額を返還の総額の限度として基金の返還をすることができる。
 - 1 基金 (代替基金を含む。)
 - 2 資本剰余金
 - 3 資産につき時価を基準として評価を行ったことにより増加した貸借対照表上の純資 産額
- 第9条 第8条の規定に違反して甲が基金の返還を行った場合には、乙及び当該返還に関する職務を行った業務執行者は、甲に対し、連帯して、返還された額を弁済する責任を 負うものとする。
- 第10条 第8条の規定に違反して基金の返還がされた場合においては、乙は、当該返還 を受けた者に対し、当該返還の額を甲に対して返還することを請求することができる。
- 第11条 甲は、基金の返還に係る債権には、利息を付することができない。
- 第12条 甲が破産手続開始の決定を受けた場合においては、基金の返還に係る債権は、 破産法第99条第2項に規定する約定劣後破産債権となる。
- 第13条 この契約に関し、疑義が生じた場合、その他この契約に規定しない事項が生じた場合は、その都度甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を 所持するものとする。

年 月 日

年 月 日

(基金の引受けの申込みをした者の氏名) 殿

住 所(設立代表者の住所)医療法人 会設立代表者 印電話番号 ()

基金の割当ての決定について

この度は、医療法人 会の基金の引受けにお申し込みいただき、誠にありがとうございます。貴殿に下記に定める基金の額を割り当てることを決定しました。 ご了解の上は(医療法人 会設立の上は)、当該基金の拠出に関する契約を締結したいと存じます。

記

貴殿に割り当てる基金の額

金

円

(内 訳)

(1 1 H/V)	1	T .	
種別	金額	内	容
現金			
土 地			
建物			
医療機器			
医 薬 品			
資 産 合 計			
負 債			
差 引 額			
(基金拠出			
額)			

(注) 医療法人の成立前にあっては、住所及び電話番号は設立代表者個人の住所及び 電話番号である。

基金拠出を行わない場合

参考様式2-9

令和 年 月 日

医療法人 団

設立代表者

殿

住 所

氏 名

実印

拠出 (寄附) 申込書

下記のとおり拠出(寄附)します。

記

金

円也(差引拠出(寄附)額)

(内 訳)

種	別	金	額	内	容
建 預 医療用器	物 金 器 械 備 品	円			
•••			円 円		
資 産	合 計	円			
負	債	円			
	処 出 額 付 額)	円			

記入上の注意

- 1 現預金を拠出(寄附)する場合は、拠出者本人宛の残高証明書を添付してください。
- 2 固定資産を拠出(寄附)する場合は、基準日時点での評価額がわかる資料(減価償却 計算書等)を添付してください。
- 3 「内容」欄には代表例を記載し、その他のものは「他何点」と記入してください。
- 4 拠出(寄附)者毎に作成してください。

設立時の負債内訳書

(借入れに係わるもの)

(令和○○年○○月○○日現在)

借入先	借 年 月 日	借入金額 (円)	借入金拠出財産(円)	の 使 途 その他(円)	返 済 額 (円)	未 返 負債引継額(円)	済 額 その他(円)	1月当返済額 (円)	拠 出 者
○○銀行	令和○○年 ○○月○○日	10, 000, 000	エックス線装置 8,000,000	運転資金 2,000,000	1,000,000	7, 200, 000	1, 800, 000	83, 334	00 00

(リース物件に係わるもの)

(令和○○年○○月○○日現在)

リース元	リース物件	規格数量	リース期間	取得価額相当額 (円)		1月当リース料 (円)	拠 出 者
○○リース株式会社	心 電 計 (型 式)	1	令和○○年 ○○月○○日 ~ 令和○○年 ○○月○○日	1, 200, 000	100,000		00 00

(支払いに係わるもの)

(令和〇〇年〇〇月〇〇日現在)

支 払 先	品 名	令和 年 月末 の 買 掛 金 残 高	負債引継額	拠 出 者	備 考	
○○薬品○○営業所	医薬品	1,950,000 円	1,950,000 円	00 00		
△△薬品△△営業所	診療材料	1,300,000 円	1,300,000 円	00 00		

(作成上の注意)

1. 現物拠出(寄附)財産の取得時に発生した負債は、医療法人に引き継ぐことができること。ただし、運転資金に係る金銭拠出(寄附)に要した費用については、 医療法人に引き継ぐことができないこと。

よって、借入金の一部を医療用器械備品等の取得に当てた場合は、未返済額を按分して引継ぎ可能な負債額を求めること。

(上記の例) 未返済額 900万円 × 医療用器械備品等の取得に当てた費用 800万円 / 当初借入金 1,000万円 = 引継ぎ可能な負債額 720万円 また、当初借入金の全額を医療用器械備品等の取得に当てたが、その後借換えを行ったため、拠出財産と未返済額との間に直接関係がなくなってしまった場合は、次の要領で引継ぎ可能な負債額を求めること。

(例) 当初1,000万円を借入れ、未返済額が600万円になった時点で、借換えを行い新規借入れ400万円を含め新たに1,000万円の借入れを起こし、現在の未返済額が300万円である場合(借換え借入金のうち新規400万円は、運転資金に消費したものとする。)

借換え借入金未返済額 300万円 × 当初借入金の未返済額 600万円 / 借換え借入金 1,000万円 = 引継ぎ可能な負債額 180万円

2. 負債額を証明するための添付書類としては、以下のものが考えられること。

(借入れに係わるもの)

金銭消費貸借契約書、返済計画書等の写し、負債残高証明及び債務引継承認願(負債全額又は負債の一部を法人に引継ぐ場合)(参考様式2-11, 2-12)

(リース物件(ファイナンス・リース契約によるものに限る。)で、医療法人設立後、リース取引に係る会計基準による処理を行う場合)

リース契約書等の写し、負債残高証明及び債務引継承認願(リース物件を法人に引継ぐ場合)(参考様式2-14)

(支払いに係わるもの)

売買契約書、請負契約書、請求書等の写し、買掛金引継承認願

参考様式 2-11 (負債全額を法人に引継ぐ場合)

令和 年 月 日

金融機関名

代表者名 殿

住 所 氏 名

印

負債残高証明及び債務引継承認願

私の開設する○○病院(診療所、介護老人保健施設)はこのたび医療法に基づく医療法人に組織変更し、医療法人○○会を設立し同法人が○○病院(診療所、介護老人保健施設)を開設することになりました。

つきましては、私が貴○○との間に締結した令和○○年○○月○○日付金銭消費貸借契約証書により借り受け負担している債務元金 円也(令和○○年○○月○○日の予定額金 円也)及びこの債務から生ずる一切の債務を前記の法人設立の上は同法人に引き継ぎたく、島根県知事に設立認可申請書を提出するに当たり、貴○○の御証明及び御承認を得たくお願いします。

上記の件証明及び承認します。

令和 年 月 日

所在地 金融機関名 代表者名 印 (支店長名でも可)

(作成上の注意)

この様式は参考であり、金融機関独自の様式を使用しても差し支えないこと。

参考様式 2-12 (負債の一部を法人に引継ぐ場合)

令和 年 月 日

金融機関名

代表者名 殿

住 所 氏 名

印

負債残高証明及び債務引継承認願

私の開設する○○病院(診療所、介護老人保健施設)はこのたび医療法に基づく医療法人に組織変更し、医療法人○○会を設立し同法人が○○病院(診療所、介護老人保健施設)を開設することになりました。

つきましては、私が貴○○との間に締結した令和○○年○○月○○日付金銭消費貸借契約証書により借り受け負担している債務当初元金 円也(令和○○

年〇〇月〇〇日の予定額金

円也)のうち債務当初元金

田北

(令和○○年○○月○○日の予定額金

円也)及びこの債務から生ずる

一切の債務を前記の法人設立の上は同法人に引き継ぎたく、島根県知事に設立認可申請書を提出するに当たり、貴○○の御証明及び御承認を得たくお願いします。

上記の件証明及び承認します。

令和 年 月 日

所在地 金融機関名 代表者名

印

(支店長名でも可)

(作成上の注意)

この様式は参考であり、金融機関独自の様式を使用しても差し支えないこと。

参考様式2-13

リース物件一覧表

品 名	規格数量	リース期間	1 か月のリース料 (円)	リース元
		令和年月日		
		から		
		令和年月日		
		までの年間		

≪作成上の注意≫

- 1 根拠書類として、リース契約書の写し(約款を含む)及び支払予定表を添付してください。
- 2 リース契約書の内容に則して記載してください。
- 3 品名欄には型式も記入してください。
- 4 リース期間は、「令和○年△月□日から令和●年▲月■日までの×年間」のように 記載してください。
- 5 リース料は、消費税込の金額を記載してください。

参考様式 2-14 (リース物件を法人に引継ぐ場合)

令和 年 月 日

リース会社名 代表者名

殿

住 所 氏 名

印

負債残高証明及び債務引継承認願

私の開設する○○病院(診療所、介護老人保健施設)はこのたび医療法に基づく医療法人に組織変更し、医療法人○○会を設立し同法人が○○病院(診療所、介護老人保健施設)を開設することになりました。

つきましては、私が貴○○との間に締結した令和○○年○○月○○日付リース契約証書による債務元金 円也(令和○○年○○月○○日の予定額金 円也)及びこの債務から生ずる一切の債務を前記の法人設立の上は同法人に引き継ぎたく、島根県知事に設立認可申請書を提出するに当たり、貴○○の御証明及び御承認を得たくお願いします。

上記の件証明及び承認します。

令和 年 月 日

所在地 リース会社名 代表者名 印 (営業所長名でも可)

(作成上の注意)

この様式は参考であり、会社独自の様式を使用しても差し支えないこと。

医療法人社団〇〇会 設立総会議事録(例)

- 1 日 時 令和○○年○○月○○日○○時○○分~○○時○○分
- 2 場 所 島根県○○郡(市)○○町(村)○○番地 ○○○○○ に於いて
- 3 出席者(設立者)住所・氏名

島根県○○郡(市)○○町(村)○○番地 ○○ ○○

島根県○○郡(市)○○町(村)○○番地 ○○ ○○

島根県○○郡(市)○○町(村)○○番地 ○○ ○○

島根県○○郡(市)○○町(村)○○番地 ○○ ○○

4 議 事

医療法人社団〇〇会を設立するため、上記のとおり設立者全員が出席した。

議長を選出すべく、全員で互選したところ、○○○○が選ばれ、本人はこれを承諾し議長席につき ○○時○○分開会を宣し、議事に入った。

第1号議案 医療法人設立趣旨承認の件

設立者○○○○は発言し、本法人設立の趣旨を別紙「医療法人社団○○会設立趣意書」案のとおりに述べた。

議長は、本趣旨の承認を全員に諮ったところ、全員異議なくこれを承認し、本案は可決された。

第2号議案 社員確認の件

議長は発言し、本法人が島根県知事の認可を受けて設立されたときは、本設立総会に出席した設立 者全員が本法人の社員となることを述べたところ、全員異議なくこれを承認し、本案は可決された。

第3号議案 定款承認の件

議長は本法人の定款案を朗読し、全員に諮ったところ、全員異議なくこれを承認し、本案は可決された。

第4号議案 基金拠出申込み及び設立時の財産目録承認の件(※基金制度を採用する場合)

議長は発言し、本法人設立の資産とするため、基金拠出を受けたい旨を述べたところ、設立者のうちから次のとおり基金拠出したい旨の申込みがあった。

拠出者

(氏	名)	土地、建物	円
(氏	名)	現預金	円
(氏	名)	建物附属設備	円
(氏	名)	医療用器械備品	円
(氏	名)	什器・備品	円
(氏	名)	ソフトウェア	円
(氏	名)	保証金 (建物)	円
		合 計	

56

また、議長は発言し、当該基金拠出契約に関し、次のように述べた。

拠出金は医療法人社団○○設立認可後○○年間が経過した後に、拠出者に返還するものであり、金銭以外の資産にかかる拠出金の返還については、拠出時における当該資産の価額をもって返還すること。

医療法人が解散した場合には、他の債務の弁済後でなければ拠出金を返還することができないこと。

拠出金は利子を付して返還しないこと。

抓 出 者

また、○○○○は発言し、建物の建設資金及び医療用器械備品の購入資金として○○銀行から借入金があり、基準日(令和○年○月○日)現在○○、○○○、○○○円の借入残金があるが、建物及び医療用器械備品を拠出するに際し、この残金の返済を債権者の承認を得て設立する法人に引き継ぎたいと述べた。

○○○○は続けて発言し、○○リース株式会社から取得した医療用器械備品、ソフトウェアに係る割賦未払金及びリース債務があり、基準日(令和○年○月○日)現在○○,○○○,○○○円の債務残高があるが、医療用器械備品及びソフトウェアを拠出するに際し、この債務残高の返済を債権者の承認を得て設立する法人に引き継ぎたいと述べた。

議長は、前述の拠出金及び債務引継の件について全員に発表したところ、一同これを確認し、設立時の負債金額を金○○、○○○、○○○円とすることを承認した。

議長は発言し、この結果本法人設立時の純資産額は、金○○、○○○、○○○円とし、その財産 目録は別紙のようになると示したところ、一同これを承認し、本案は可決された。

第4号議案 拠出申込み及び設立時の財産目録承認の件(※基金制度を採用しない場合)

議長は発言し、本法人設立のための資産とするため、拠出を受けたい旨を述べたところ、設立者の うちから次のとおり拠出したい旨の申込みがあった。

The D	4 1		
(氏	名)	土地、建物	円
(氏	名)	現預金	円
(氏	名)	建物附属設備	円
(氏	名)	医療用器械備品	円
(氏	名)	什器・備品	円
(氏	名)	ソフトウェア	円
(氏	名)	保証金 (建物)	円

また、○○○○は発言し、建物の建設資金及び医療用器械備品の購入資金として○○銀行から借入金があり、基準日(令和○年○月○日)現在○○、○○、○○円の借入残金があるが、建物及び医療用器械備品を拠出するに際し、この残金の返済を債権者の承認を得て設立する法人に引き継ぎたいと述べた。

○○○○は続けて発言し、○○リース株式会社から取得した医療用器械備品、ソフトウェアに係る割賦未払金及びリース債務があり、基準日(令和○年○月○日)現在○○、○○○、○○○円の債務残高があるが、医療用器械備品及びソフトウェアを拠出するに際し、この債務残高の返済を債権者

の承認を得て設立する法人に引き継ぎたいと述べた。

議長は、前述の拠出金及び債務引継の件について全員に発表したところ、一同これを確認し、設立時の負債金額を金○○、○○○、○○○円とすることを承認した。

議長は発言し、この結果本法人設立時の純資産額は、金○○、○○○、○○○円とし、その財産 目録は別紙のようになると示したところ、一同これを承認し、本案は可決された。

第5号議案 令和〇〇年度及び令和〇〇年度の事業計画(案)並びに収支予算(案)の承認の件 議長は発言し、令和〇〇年度及び令和〇〇年度の事業計画案並びにこれに伴う予算案を一同に示 すとともに詳細に説明をなし、承認を求めたところ、全員異議なく承認し、本案は可決された。

第6号議案 役員及び管理者の選任の件

議長は発言し、第3号議案で可決された定款に規定されるところに従い、本法人の役員及び管理者 を選任したい旨を述べ、設立者間で協議したところ次のように選任された。

議長は○○氏を隣室から呼び入れた。(※設立者(社員)でない者を役員に選任する場合に必要)

理		事	00	$\circ\circ$	(医療法人社団〇〇会〇〇病院管理者)
	同		00	$\circ\circ$	(医療法人社団〇〇会〇〇診療所管理者)
	同		00	$\circ\circ$	(医療法人社団○○会介護老人保健施設○○園管理者)
	:				
	:				
監		事	$\circ\circ$	00	

選任された者は、各自この就任を承諾した。

ついで議長は、理事長を選任したい旨を述べ、理事に決定した者の内から、次のように選任された。

理事長 〇〇 〇〇

選任された者は、この就任を承諾した。

○○ ○○氏は退室した。

(※監事が設立者にならない場合など、途中退室する者がいる場合に記載。(該当しない場合は削除))

第7号議案 設立代表者の選任の件

議長は発言し、医療法人の設立は、原則として設立者全員の連署で島根県県知事に申請することとなっているが、ここで設立代表者を1名選任し、設立に関する一切の権限を委任したい旨を述べたところ、一同これに賛成したので、設立代表者を互選したところ、次の者が選任された。

設立代表者 ○○ ○○

選任された者は、これを承諾した。

第8号議案 本法人の開設する○○病院(診療所、介護老人保健施設)の土地(建物)を賃借する契約 の承認の件

議長は発言し、本法人の開設する〇〇病院(診療所、介護老人保健施設)の土地(建物)は、賃借する予定なので、本法人を設立するに際し、現在の契約を継続し賃借人の名義を変更する必要があることを述べ、覚書を示し、これの承認を求めたところ、全員異議なく承認し、本案は可決された。(理事長から賃借の場合の例:議長は発言し、設立代表者が個人で開設している診療所の建物は同氏

が所有者となっているが、法人の設立に伴い、所有者と本法人理事長とが改めて賃貸借契約を締結す

る必要があることを述べ、賃貸借契約案を示し承認を求めたところ、全員異議なく承認し、本案は可決された。

なお、所有者である理事長個人と本法人の間で締結することとなる賃貸借契約については利益相 反取引に該当するため、理事長は法人成立後ただちに理事会を招集し、その取引について重要な事実 を開示し、理事会の承認を得た上で締結することとなった。)

第9号議案 リース契約引継ぎ承認の件(※資産計上しない(負債として引き継がない)リース契約の場合に必要)

議長は発言し、本法人の開設する病院(診療所、介護老人保健施設又は介護医療院)で使用する設備の一部はリースする予定なので、本法人を設立するに際し、現在の契約を継続し賃借人の名義を変更する必要があることを述べ、リース引継承認願案を示し、これの承認を求めたところ、全員異議なく承認し、本案は可決された。

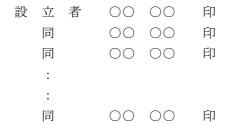
第 10 号議案 固定資産売買契約の承認の件(※設立時に預金のみを拠出し、医療機器等については法 人設立後売買とする場合に必要)

議長は発言し、設立代表者が個人で開設している〇〇クリニックの固定資産は同氏が所有者となっているが、法人の設立に際し、所有者と本法人理事長とが固定資産売買契約を締結し、所有権を本法人に移転する必要があることを述べた。議長は固定資産売買契約案を示し承認を求めたところ、全員異議なく承認し、本案は可決された。

なお、所有者である理事長個人と本法人の間で締結することとなる固定資産売買契約については、 利益相反取引に該当するため、理事長は法人成立後ただちに理事会を招集し、その取引について重要 な事実を開示し、理事会の承認を得た上で締結することとなった。

以上をもって、医療法人社団○○会の設立に関するすべての議事を終了したので議長は閉会を宣した。

本日の決議を確認するため、設立者全員が記名押印する。



(作成上の注意)

- 1. 本議事録は参考例であり、これに準じて議事の経過の概要及び結果を明確に記載すること。
- 2. 財団である医療法人を設立する場合にあっては、本議事録を添付する必要はないこと。 ただし、設立趣意書は添付する必要があること。
- 3. 役員は理事3人以上、監事1人以上とすること。
- 4. 理事の中には原則として法人の開設するすべての病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者を 入れること。

また、管理者を理事に加えない場合は、その理由を明記すること。

5. 議事録例に記載のない契約等も承認が必要となりますので、新たに議案として加えてください。

医療法人社団〇〇会 設立趣意書

〈記入例〉

本診療所は、〇〇年〇〇月〇〇日に開設して以来〇〇年余を、地域医療に貢献してきた。(発展経過)

近年患者数が増大し、現在は1日平均〇〇名の外来があり、今後も永続的に診療 所を運営していく必要性を痛感する。(設立動機)

そのためには、家計と経営を分離し近代的経営を行い、診療所の安定を図らなければならない。(設立意図)

医療法人化により、医療設備を充実させ、また職員の研修教育を行い、従前にも まして地域医療に貢献していきたい。(事業内容)

- ■診療所開設予定年月日
- ■従事者数 医師(常勤)○人、医師(非常勤)○人 看護師(常勤)○人、看護師(非常勤)○人 事務員(常勤)○人、事務員(非常勤)○人
- ■診療科目
- ■診療日
- ■初年度(令和 年 月 日~令和 年 月 日) 法人設立後、初年度は法人としての形態を整備するとともに、研修の充実、医療内容の充実を図り、さらには医師2~3名を増員し、診療体制の安定化、診療収入の増大に努める。
- ■次年度(令和 年 月 日~令和 年 月 日) 初年度に引き続き、常勤看護師1名の増員し、医療内容の向上に注力するとと もに、外来患者数の拡大を目指す。

〈医療法人の名称の由来〉

例. 医療法人の設立者の名前から1字ずつ取り「○○会」としました。

令和 年 月 日 (注)設立総会(理事会)開催年月日とすること。 医療法人社団○○会 設立代表者 ○○ ○○ 印

(作成上の注意)

病院、診療所又は介護老人保健施設の開設からの発展経過、法人の設立意図、事業 内容等を具体的かつ簡明に記載すること。

役員及び社員(評議員)の名簿

年 月 日現在) (令和 役職名 生年月日 年齢 性別 住 拠 出 額 続柄 氏 所 職 円 理事長 役 理 事 計 社 員 名 計 円

- 1. 役員、社員の全員を記入すること。
- 2. 財団である医療法人については、社員名欄を評議員に変えて記載すること。
- 3. 職業は具体的に記載すること。 〈例〉当診療所の管理者、当診療所の看護師、他病院医師、大学病院医師、医学生等
- 4. 拠出額は、純資産額を記載すること。
- 5. 続柄は、理事長(本人)との続柄を記載すること。

参考様式 6-1

覚 書

〈記入例〉

○○不動産(以下「甲」という。)と、○○ ○○(以下「乙」という。)は、甲乙間で締結した令和○○年○○月○○日付け賃貸借契約(以下「契約書」という。)の乙の表示に関し下記のとおり取り決めた。

記

契約書における乙の表示は、乙が島根県知事に申請中の医療法人の設立が認可された日をもって「医療法人〇〇会」(理事長(氏 名)、(法人の住所))と読み替える。

賃貸借契約期間についても長期間とする。

本覚書の成立を証するため本書2通を作成し、当事者各1通を所持する。

令和 年 月 日

 甲
 住
 所

 会社名
 代表者名
 印

乙 住 所 (自宅の住所)医療法人○○会設立代表者印

- 1. 下記の2つの要素を満たすものであれば、「不動産賃貸借契約引継承認書」「念書」「確認書」等その様式、形態を問わないこと。
 - ・賃貸人を個人から法人に引き継ぐための「読替の特約」
 - ・長期間にわたり賃貸借契約を継続することの保証
- 2. 貸主が複数である場合には、甲欄を連名で作成するか、貸主ごとに作成するかいずれかの方法で構わないこと。

参考様式6-2

賃借料の算定根拠説明書

	所在地	建物建築年	月額賃料(A)	延べ床面積(B)	m゚あたり単価(A/B)
			円	m ²	円
参考物件1					
参考物件2					
参考物件3					
平均值					
	所在地	建物建築年	月額賃料(A) 円	延べ床面積(B) ㎡	mあたり単価(A/B) 円
当該物件			1.1		1,1

添付書類 1 当該物件と参考物件の位置関係が分かる地図(道路地図等のコピーに物件の位置をマーキングしたもの)

- 2 参考物件の根拠資料(住宅情報誌、不動産関連ホームページ等の物件広告のコピーで可)
- ※本説明書は、開設する診療所の建物等を設立者またはその親族等から賃借する場合に、賃借料が妥当であることを証明する書類であること。
- ※近隣の同等の物件と比較し、それとほぼ同等の金額(平均値を下回ること)で賃借料を設定する場合に使用する。
- ※参考物件は、当該物件と同一の最寄り駅の物件の中から、駅からの距離、築年数、面積等を当該物件と比較しつつ選ぶこと。
- ※近隣に物件がない場合等、本様式が利用できない場合には、その他客観的な積算根拠に基づく金額により算出すること。 (所得税法基本通達の「役員に貸与した住宅等に係る通常の賃貸料の額の計算」等に基づき算出すること。)

開設する病院(診療所、介護老人保健施設)の概要

名称									
所 在 地			電話						
所管保健所名			·						
診療科名									
病 床 数 等	精神病床 〇〇床 【介護老人保健施設	【病院・診療所】 一般病床○○床、療養病床○○床(医療保険 ○○床、介護保険○○○床) 精神病床 ○○床、感染症病床 ○○床、結核病床 ○○床 【介護老人保健施設】 入所定員○○○名、通所定員 ○○名							
	氏 名								
tata ann la	(歯科)医籍								
管理者	氏 名								
	(歯科)医籍								
	職種	従業員数	職	種	従業員数				
	医 師	常 勤 人 非常勤 人	歯科技コ	. 士	常 勤 人 非常勤 人				
	歯科医師 ※ ※ ※	:	理学療法		:				
	看 護 師 准 看 護 師	:	作業療法		:				
職 員	歯科衛生士	:	:		:				
	看護補助者		:						
	平 剤 師 栄 養 士		: : : : : : : : : : : : : : : : : : :	員					
	診療放射線技師)	員					
	診療エックス線技師								
	臨床検査技師 衛生検査技師		合	計	人				
敷地		<u> </u> (うち借地○○, ○○(l ○m²)(付近案	内図及	び平面図添付)				
建物	延〇〇, 〇〇〇㎡ ((構造、用途及び各室の	の面積を示す図	図面)					
		階建 延〇〇,(○○○m²(外来	E、診療	寮棟)				
	① 診 療 室		m^2						
	内 科 外 科		m² m²						
	② 処 置 室		m²						
	内科	}	m^2						

	③ 調 剤 室 m²
	④ 手 術 室 m²
	⑤ 臨床検査室 m²
	⑥ エックス線室 m ²
	:
	:
	⑩ 病 棟 ○○室 m²
	○○病棟 m²
	○○人×○○室=○○○人(一般)
	○○人×○○室=○○○人(一般)
	○○人×○○室=○○○人(一般)
	○○病棟 m²
	○○人×○○室=○○○人(一般)
	○○人×○○室=○○○人(一般)
	○○人×○○室=○○○人(一般)
	:
	:
	④ 事 務 室 m²
	⑤ 医 局 m²
	⑥ 医療宿直室 m ²
	医 師 m²
	看 護 師 m²
	その他 m ²
	⑰ 厨
	® 洗 濯 施 設 m²
	:
	:
	② 従業員宿舎 m ²
	医師用(所在地) 戸(室)
	看護師用(所在地) 室(人用)
診 療 日	日曜日及び祝日を除く毎日
	月曜日から金曜日まで 午前○○時から○○時まで
診療時間	午後○○時から○○時まで
	土曜日
非常勤医師の	氏名 ○○ ○○ (内科・小児科) 月 午前○○時から午後○○時まで
勤務状況	氏名 ○○ ○○ (宿直)
協力病院	A
一	
保健施設	○○病院 ○○県○○市○○町○○番地○○号
の場合	
	I

[添付書類]

- 1. 施設周辺の概略図
 - …最寄りの駅、主要道路、目標となる構築物等を記入すること。
- 2. 建物平面図
- (1) 縮尺は任意であるが、100~200分の1程度が望ましい。
- (2) ビルの一室で開設する場合は、フロアーの全体図。
- 3. 土地、建物を賃貸借する場合は下記の書類
- (1)賃貸借契約書(写し)
- (2) 覚書(参考様式 6-1) …従来個人で契約している不動産を、法人が引き続き賃借する場合 〈内容〉・賃貸人を個人から法人に引き継ぐための「読替の特約」
 - ・長期間にわたり賃貸借契約を継続することの保証
- (3) 不動産登記の登記事項証明書(ただし、いわゆる雑居ビルの一室で開設する場合は、「土地の登記事項証明書」は添付する必要はないこと。)

新たに開設しようとする施設等の概要

附帯業務用

名				称												
所		在		地									電話			
所	管	部	署	名												
定				員												
					氏 名				(年	月	日	生)			
管		理		者	職種名											
					免許番号	第	号		(年	月	日	登録)			
					職	種		職員数			職		種		職員数	
					介護福祉士		常勤				臨床検査	技師		常勤		
							非常勤				衛生検査	技師		非常勤		
					社会福祉士						歯科技工	土				
					医師						理学療法	士				
					歯科医師						作業療法	士				
					看護師						柔道整復	師				
職				員	准看護師											
					歯科衛生士											
					看護補助者						事務員					
					薬剤師						労務員					
					栄養士											
					診療放射線	技師										
					診療X線技	師						合	言	'		0人
敷				地		m² (うち作	- 	m ²)(付近	案内	図及び平	面図海	忝付)			
建				物	延	m²(構造、	用途及び	が各室の面	積を	示す	図面)					
					鉄筋コンク	リート造の	階建○階									
						室			m ²							
					② 。。	至			m²							
					:											
開		設		日	日曜日及び	祝日を除く	毎日									
					月~金	午前の時か	ら午後の時	まで								
開	設	F	庤	間		午後の時か	ら午後○時	芽まで								
						午前の時か										
非		常			0000(内科											
医		師、	LD		0000(宿直	王)	火・木	午後○時	からク	干前c	時まで					
勤	務	4	大	況	:											
					:											

参考様式 9-1

設立後2年間の事業計画

初年度(令和 年 月 日~令和 年 月 日: か月)

(記載例)

法人設立後、初年度は法人としての形態を整備するとともに、研修の充実、医療内容の充実を図り、診療体制の安定化、診療収入の増大に努める。

建物増改築計画、設備・物品購入計画・・・

病床計画・・・

職員採用計画・・・

研修計画•••

次年度(令和 年 月 日~令和 年 月 日)

(記載例)

初年度に引き続き、医療内容の向上に注力するとともに、外来患者数の拡大を目指す。

常勤看護師1名の増員(○○円)→予算書に組み入れる。

上記の資金は、自己資金で賄う。

- 1. 当該年度に行おうとする事業計画、建物増改築計画、物品購入計画、病床計画、資金及び債務の弁済計画、職員採用計画、収支見込み、当面の運転資金等該当するものを箇条書きする。
- 2. この事業計画は、予算の内容に関連するので、予算書と一致させること。
- 3. 初年度が6か月未満の場合は、3年度分を作成してください。
- 4. 定款又は寄附行為変更認可申請に添付する場合は、「設立後」を「定款(寄附行為)変更後」に変更して使用すること。

参考様式9-2

設立後(定款変更後) 2年間の予算書

(収入予算額総括表) (単位:千円)

禾	斗	目		初 年 度(か月)	次 年 度
医	業	収	入		
入	院	収	入		
外	来	収	入		
そ	T.)	他		
医	業外	収	入		
借	入		金		
拠	出	金	等		
前	年 度 デ	繰 越	金		
台	<u>}</u>	計			

(支出予算額総括表) (単位:千円)

(2 4 7 1 1	y 11 = 1 - 1 + 17		(12:11)
科	目	初 年 度(か月)	次 年 度
医 業	費用		
医 業	外 費 用		
施 設	整 備 費	,	
施 設	整備費	,	
医療機	と 器 購 入 費	,	
借入金(元金) 返済		
法人税等	(租税公課)		
翌年度	操越金		
合	計		

(運転資金) (単位:千円)

必 要 額	準 備 額	内	拠出金等	
		訳	窓口収入	

- 1. 不要な科目は削除しても差し支えないこと。
- 2. 事業計画(参考様式9-1)の内容と一致すること。
- 3.1,000円未満は、四捨五入しても差し支えないこと。
- 4. 「拠出金等」は、財産目録(参考様式2-1)のうち「現金」、「預金」及び「医業未収金」を合算したものであること。
- 5. 法人税等(租税公課)は、発生主義に則って記載すること。 よって、実際の納税は翌年度になる場合であっても、税金相当額は初年度に計上すること。
- 6. 運転資金「準備額」は、「必要額」と同額かそれ以上であること。
- 7. 運転資金「必要額」の求め方 必要額=初年度支出(医業費用+医業外費用+施設整備費+借入金(元金)返済)の2か月分(×2/12)
- 8. 運転資金「準備額」の求め方 準備金=拠出金(現金)+現物拠出財産(預金+医業未収金)+窓口収入(自費収入+社会保険等収入) の2か月分(×2/12)

参考様式9-3

予 算 明 細 書

初(次)年度

	1 日 平 均	1 か月平均	1 年
入 院 患 者 数	人	人	人
外 来 患 者 数	人	人	人

- (注) 1. 入院患者数 (1年) =入院患者数 (1日平均) × 365 (366)
 - 2. 外来患者数 (1年) = 外来患者数 (1か月平均) ×12
 - 3. 初年度の月数に注意すること。

(収 入)

科目		金	額(千円)		内	容	説	明
医 業 収	入							
入 院 収	入							
自 費 収	入			平均		円×年間	j	人
社会保険等収	入			平均		円×年間]	人
室料差額収	入			平均		円×年間	j	人
外 来 収	入							
自 費 収	入			平均		円×年間	j	人
社会保険等収	入			平均		円×年間]	人
その	他			集団検診料	、診断	書発行料等	<u> </u>	
医 業 外 収	入							
受 取 利	息		預託金の利息					
その	他			従業員、付添人等の給食収入等				
借入	金	銀行等からの借入金						
拠 出 金	等			現金、預金	、医業	未収金の合	計	
前 年 度 繰 越	金			(次年度の	み)			
合 計								

- 1. 不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、「その他」のうち金額の多いものについては、当該収入を示す名称を付した科目をもって計上しても差し支えないこと。
- 2. 事業計画 (参考様式9-1) の内容と一致すること。
- 3.1,000円未満は、四捨五入しても差し支えないが、参考様式9-2の単位と一致させること。
- 4. 合計欄の金額は、参考様式9-2の収入予算額総括表の合計欄の金額と一致すること。
- 5. 自賠法、労災法による診療収入は、自費収入に入れること。
- 6. 初年度と次年度の2年度分を作成すること。 ただし、初年度が6か月未満の場合は、3年度分を作成してください。
- 7. 開設する医療施設ごとに収入内訳書を作成すること。
- 8. 予算書明細書は、現金の流れ(キャッシュフロー)を表すものなので、減価償却費や引当金などの現金の支出を伴わない費用は計上することができません。

(支 出)

科目		金	額(千円)	内 容 説 明	
医 美	業 費	用			
給	与	費			
職	員	給 与			(職員給与費内訳書(参考様式9-4) のとおり)
そ	\mathcal{O}	他			退職金、法定福利費
役	員	報酬			円×年間
材	料	費			医薬品費、診療材料費、給食用材料費 等
経		費			
賃	借	料			土地、建物の賃借料
そ	\mathcal{O}	他			福利厚生、交通費、光熱水費、保険料、通信費、
					交際費、修繕費、消耗品費 等
委	託	費			検査、給食、寝具、医事、清掃、保守等の委託費
そ	\mathcal{O}	他			研究研修費、本部費 等
医 業	外	費用			支払利息など
施設	整	備費			医療機器購入費、施設整備費
借入金	(元金) 返済			
法人税等	等 (租移	位公課)			
翌年	度 繰	越金			
合		計			

- 1. 不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、「その他」のうち金額の多いものについては、当該支出を示す名称を付した科目をもって計上しても差し支えないこと。
- 2. 事業計画(参考様式9-1)の内容と一致すること。
- 3.1,000円未満は、四捨五入しても差し支えないが、参考様式9-2の単位と一致させること。
- 4. 合計欄の金額は、参考様式9-2の支出予算額総括表の合計欄の金額と一致すること。
- 5. 「職員給与」の金額は、職員給与費内訳書(参考様式9-4)の合計欄の金額を一致すること。
- 6. 初年度と次年度の2年度分を作成すること。 ただし、初年度が6か月未満の場合は、3年度分を作成してください。
- 7. 開設する医療施設ごとに収入内訳書を作成すること。
- 8. 予算書明細書は、現金の流れ(キャッシュフロー)を表すものなので、減価償却費や引当金などの現金の支出を伴わない費用は計上することができません。

職員給与費內訳書

初(次)年度 (単位:千円)

初(跃)平度						(単位・1円)
	常 勤 (名)	A	В	С	D	E
職種	非常勤 (名)	一人当たり	月額給与計	年間給与計	年間賞与	年 間 計
	計 (名)	月額給与		(○か月分)		
医師(歯科医師)	名					
	名					
	名					
看 護 師 (歯科衛生士)	名					
	名					
	名					
	名					
准看護師	名					
	名					
	名					
薬 剤 師	名					
	名					
臨 床検 査 技 師	名					
	名					
DC 111	名					
⇒A 155 +4 64 √白	名					
診療放射線 技師.	名					
	名					
事務員	名					
	名					
	名					
その他	名					
	名					
	名					
合 計	名					
	名					
	名					

- 1. 適宜、不要な職種の削除又は必要な職種の追加を行うこと。
- 2. 1,000円未満は、四捨五入しても差し支えないが、参考様式9-2の単位と一致させること。
- 3. 初年度と次年度の2年度分を作成すること。
- 4. 初年度分の人員構成は、参考様式7の「職員」欄の内容と一致させること。

現住所

氏 名(ふりがな)

生年月日

学 歴 (概ね高校以上)

(注) 医師(歯科医師) については、医師(歯科医師) 免許番号、登録年月日を記載 すること。

職 歴(できるだけ詳細に)

賞 罰(ない場合はなしと記入すること)

(役員については法第46条の5第5項が準用する第46条の4第2項に規定される 欠格事項の該当の有無)

以上のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

氏 名 印

(添付書類)

- 1. 印鑑登録証明書
- 2. 理事長就任予定者については、医師(歯科医師)免許の写し

(用 途)

- 1. 設立認可申請の際の設立者及び役員就任予定者の履歴書
- 2. 法第46条の3第1項ただし書の規定による認可申請の際の理事長就任予定者の 履歴書
- 3. 役員変更届の際の新たに就任した役員の履歴書
- 4. 清算人の就任登記届の際の就任した清算人の履歴書
- 5. 合併認可申請の際の役員就任予定者の履歴書
- 6. 仮理事選任申請の際の仮理事の履歴書
- 7. 特別代理人選任申請の際の特別代理人の履歴書

委 任 状

私達は(住所) (氏名) を医療法人○○会の設立代表者に選任し、医療法人の設立に関する一切の権限を委任します。

令和 年 月 日

 住
 所

 氏
 名

 印
 印

 住
 所

 氏
 名

- (注)被選任者を除いて設立者全員が記名押印すること。
- (注)履歴書を添付すること。

令和 年 月 日

医療法人〇〇会

設立代表者 殿

印 理事長 印 理 事 理 事 印 理 事 印 理 事 印 理 事 印 監 事 印 印 事

役員就任承諾書

私達は医療法人○○会設立の上は、それぞれ頭書の職名のとおり役員に就任することを承諾します。

- (注) 合併認可申請又は役員変更届に添付する場合は、適宜内容を変更して使用する こと。
- (注)履歴書を添付すること。

令和 年 月 日

医療法人〇〇会 設立代表者

殿

氏 名 印

管理者就任承諾書

令和〇〇年〇〇月〇〇日開催の医療法人〇〇会の設立総会において、医療法人〇〇会が開設しようとする〇〇病院(診療所、介護老人保健施設)の管理者に選任され、その就任を承諾します。

- (注) 1. 医師(歯科医師)免許証の写しを添付すること。
 - 2. 定款又は寄附行為変更認可申請又は合併認可申請に添付する場合は、適宜内容を変更して使用すること。

設立代表者 (理事長) の原本証明

下記の書類の写しは、原本と相違ないことを証明する。

記

- 1 定款(寄附行為)原本
- 2 基金の拠出に関する書類(寄附申込書)
- 3 銀行等の預金残高証明書
- 4 負債の残高証明及び債務引継承認書
- 5 議事録
- 6 印鑑証明書
- 7 医師(歯科医師)免許書
- 8 履歴書
- 9 役員就任承諾書
- 10 管理者就任承諾書
- 11 不動産賃貸借契約書
- 12 不動産登記の登記事項証明書
- 13 0000

令和 年 月 日

医療法人〇〇会 設立代表者(理事長) 〇〇 〇〇 印

- (注) 上記書類の中で該当するものに○印をつけてください。
- (注) 上記に記載のない書類は適宜、追加してください。